

平成16年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成16年6月14日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第8 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第9 報告第16号 平成15年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第17号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第18号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第12 報告第19号 真正町土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第13 報告第20号 糸貫町土地開発公社の経営状況を説明する書類について
- 日程第14 報告第21号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について
- 日程第15 報告第22号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について
- 日程第16 報告第23号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について
- 日程第17 報告第24号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第18 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第19 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第20 議案第39号 本巢市都市計画審議会条例について
- 日程第21 議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第25 議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第31 議案第50号 本巢東辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第32 議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第33 議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算について
- 日程第34 議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第36 議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第37 議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第38 議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第39 議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第40 認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算について
- 日程第41 認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算について
- 日程第42 認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算について
- 日程第43 発議第16号 本巢市議会の議員の選挙区等検討特別委員会の設置について
- 日程第44 請願第1号 教育基本法の早期改正を求める意見書提出に関する請願について
- 日程第45 請願第2号 子どもたちの健やかな発達のために、教育基本法を守り生かすことを求める請願について
- 日程第46 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（49名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫

14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鶉飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新谷哲也	総務部長	溝口義弘
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	土川隆
健康福祉部長	中村節	産業建設部長	服部次男
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	堀部秀夫
根尾 総合支庁長	島田克広	監査委員	三田村晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田義隆	議会書記	今村光男
--------	------	------	------

議 会 書 記 杉 山 昭 彦

開会の宣告

議長（村瀬 治君）

ただいまから平成16年第3回本巣市議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員数は48人であり、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、議会会議規則第81条により、議席番号22番 川口金二郎君と23番 後藤寿太郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村瀬 治君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間とし、6月15日から16日までと、6月19日から6月20日までと、6月22日から6月27日までは休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間とし、6月15日から16日までと、6月19日から6月20日までと、6月22日から6月27日までが休会に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（村瀬 治君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

私より報告をいたします。

第87回東海市議会議長会定期総会のため、4月21日、岐阜グランドホテルに戸部副議長とともに出席して、永年在職議員の表彰、義務教育施設の充実についてほか12案件の承認がされました。

日中友好連絡会議のため、4月26日から4月29日の4日間、中国山西省太原市へ、市長、私、教育委員会職員とともに出張をいたしました。今回の出張の目的は、旧糸貫町が姉妹都市として相互交流をしておりました中国山西省太原市の友好使節団が訪日する際の費用負担について相手と話し合いをするため、今までは中国を出国するときからこちらが費用負担をしていましたが、本巣市にな

り、また中国も経済が発展してきたので、今年度から山西省太原市の友好使節団を受け入れる際、本市から訪中するときと同様、費用負担をして来てもらいたい旨を提案するため、日中友好連絡会議を開催し、相手も納得し、了解を得ることができました。

第80回全国市議会議長会定期総会のため、5月25日から5月27日の3日間、東京日比谷公会堂に出席し、新市紹介を受けた後、正・副議長、議員、特別及び一般表彰、幾多の会務報告等に対し承認をされました。

以上、議長からの報告を終わります。

次に、もとす広域連合議会臨時会の報告を林 和治君より報告願います。

32番(林 和治君)

もとす広域連合議会臨時会の報告をいたします。

平成16年第2回もとす広域連合議会臨時会が平成16年5月24日9時30分から1日の会期で開かれましたので、報告をいたします。

提出案件は4件で、瑞穂市選出の議長が任期満了による議長選挙において、瑞穂市の棚瀬悦宏氏が選ばれました。

瑞穂市選出の議会運営委員会委員と三つの常任委員会委員の選任をした後、任期満了で欠員となった議会運営委員長、療育医療衛生常任委員長及び委員長辞任の出た総務介護常任委員会正・副委員長の選出を行いました。

もとす広域連合副広域連合長に本巢市長である内藤正行氏を選任同意し、岐阜県市町村職員退職手当組合の組織及び規約の変更協議については、合併等で地方公共団体の数を増減するもので、平成16年3月11日専決処分がされたものを承認いたしました。

平成15年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第3号)は、大和園痴呆性高齢者向け短期入所、デイサービスセンター整備に係る国庫補助金予定額の減額により計画内容の再検討の必要が生じ、委託中の実施設計業務を一時中断したため年度内の完了が困難となり、平成16年度に808万5,000円を繰り越す必要が生じ、平成16年3月31日に専決処分がされたものを承認いたしました。

監査委員の選任同意については、瑞穂市選出の監査委員が4月30日をもって任期満了となり、本巢市選出の道下和茂氏が選任同意されました。

以上、もとす広域連合議会臨時会の報告といたします。

議長(村瀬 治君)

次に、常任委員会からの報告をお願いいたします。

総務委員会委員長 大西徳三郎君より報告を願います。

30番(大西徳三郎君)

総務常任委員会の報告を申し上げます。

4月20日午前9時から、本巢市役所本庁舎第1委員会室にて総務常任委員会を開催し、全般の市内施設等の現地視察をいたしました。委員会には、委員13名全員と、説明のため内藤市長、高木助

役、溝口総務部長、高橋企画部長、服部産業建設部長、林上下水道部長、堀部教育委員会事務局長ほか担当課長の出席を求め、現地視察先で説明を受けました。

根尾地域では、奥美濃発電所にまず最初に行き、中電職員にも来ていただきまして説明を受けました。上部調整池と下部調整池を設け、この間の落差約 500メートルを利用して最大 150万キロワットの純揚水式であり、すべて地下で発電されております。NEOキャンピングパーク、根尾谷地震断層観察館を見て、国道 157号日当平野バイパスは、4月14日、県知事に建設促進要望を提出し、1号橋と2号橋を今年度中に完成するので、渡り初め式を市でやってほしいとの依頼があった旨の報告を受けました。

本巣地域におきましては、ストックヤードの予定地、文殊の森公園、本巣中学校改築予定地、大型店パロー建設予定地を視察し、本巣浄化センターは計画処理人口 8,100人で、4月21日から供用開始するとの説明を受けました。

糸貫地域におきましては、一色小学校改築工事建設地、席田小北公園予定地を今年度中から着手するというであります。

真正地域におきましては、コミュニティバスターミナル予定地、ストックヤード予定地、またどんぐり村福祉工場はことし4月1日に開所し、10人の知的障害者グループホームと、パン、クッキー、弁当をつくる工場と喫茶店を備え、現在18人が働いております。また、弾正小学校増築工事予定地、今後出店または建設の予定となっているホームセンター、ケイヨーでございます。また、ジャスコ、南部コミュニティ会館、真正浄化センターを視察した後、新市建設計画の最重点プロジェクトとなっている西部連絡道路計画予定地を北上し、予定された20カ所ということで強行日程で現地視察を終えました。

以上、報告といたします。

議長（村瀬 治君）

次に、環境福祉常任委員会委員長 川村高司君より報告を願います。

47番（川村高司君）

それでは、環境福祉常任委員会からの報告を行います。

4月14日午前9時から、本巣市役所真正分庁舎第1委員会室において環境福祉常任委員会を開催し、所管の施設を把握するため現地視察を行いました。委員会には、委員12名中11名の出席、並びに説明のために内藤市長、土川市民環境部長、宇野健康福祉部次長ほか担当課長の出席を求め、現地視察先で説明を受けました。

本巣、真正、根尾地区に建設予定されているストックヤードについて、ステーション方式から拠点回収方式となる旨説明を受け、その後、現地視察に出かけました。

真桑保育園は、15人の保育士で 166人を受け入れており、そのうち40人が延長保育になっております。

小規模授産所「みつば作業所」は、20歳から60歳代15名を指導員3名で、自主製品の廃油せっけん、アクリルたわし、委託製品の軍手・靴下・ハンガーのウレタンつけ等の作業で自立訓練が行わ

れていました。

真正ストックヤードは、政田地区で面積 3,304平方メートルで、そのうち 1,153平方メートルは借地でありました。

糸貫ぬくもりの里でデイサービスセンターを視察後、公害防止協定が締結されている住友大阪セメント岐阜工場、自然応用化学神海工場を外部から状況把握いたしました。

根尾ストックヤードは、大井地区で現在の処理場を利用するとの説明を受けました。

午後、根尾高齢者生活福祉センターで定員10名のところ現在入居者3名。根尾診療所は1日平均外来85名、入院3名。本巣診療所は1日平均外来25名。

本巣ストックヤードは、山口地区で面積 7,098平方メートル買収済みとなっており、16年度予定されている老人福祉施設「大和園」短期デイサービスセンター予定地、シルバー人材センター事務所を最後に、当日の予定を終了いたしました。

以上で環境福祉常任委員会からの報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、特別委員会からの報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 三島智恵子君より報告願います。

48番（三島智恵子君）

議会だより編集特別委員会の御報告をいたします。

3月16日午前11時から本巣市役所において、4月2日、8日及び15日はいずれも午前9時から市役所3階の第1委員会室において議会だより編集特別委員会を開催いたしました。関係各位から提出いただいた原稿をもとに委員会で編集をし、5月1日に本巣議会だより第2号を発行いたしました。

2号は16ページのオールカラー印刷で、掲載内容につきましては、皆さん既に見ていただきましたように、3月の議会定例会の一般質問を主題といたしまして、最初に質問者全員の質問内容と、執行部の答弁を7ページにわたり掲載いたしました。続いて常任委員会、特別委員会の報告を行いました。次に、3月議会で決まった主なものや、異論のあった議案を紹介しました。最終ページには市民の声のコーナーをつくり、今回は3月議会傍聴者の意見を掲載いたしました。このコーナーにつきましては、次号からも継続をしていく予定でございます。なお、申しおくれましたが、表紙の裏には、最後に行われました決議を一番最初に掲載いたしましたので、つけ加えさせていただきます。

次回の発行は8月1日を予定しておりますので、また原稿の方、よろしくお願いを申し上げます。

以上で議会だよりの編集特別委員会の報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

次に、地域交通検討特別委員会委員長の春日井万里君より報告願います。

33番（春日井万里君）

議長のお許しを得て、地域交通検討特別委員会から御報告をいたします。

去る4月26日午前9時より、本庁舎第1委員会室にて地域交通検討特別委員会を開催させていただきました。委員会には、委員10名全員と、説明のため高木助役、新谷参与、高橋企画部長ほか関係職員の出席を求め、3案件について説明を受け、審査してまいりました。

第1案件としまして、コミュニティバスの導入についてでございますが、コミュニティバス導入車両の選定については、3種類のバスを昨年12月9日、導入車両の妥当性を判断するために試験走行を実施し、アンケート結果に基づき、県がふれあいバスとして運行しているフォルクスワーゲンの「CITY-1」と三菱自動車製の「エアロミディME」の2社に絞り、次の理由から三菱自動車製の「エアロミディME」導入したい旨の説明を受けました。

選定理由として、ユニバーサルデザインを推進した低床車両、地上高が低く、ノンステップであることから、また附属品を装着すれば車いすの乗降に対応可能、乗降口が2ヵ所設けてございます。排気量、馬力とも大きく、立ち席を含めて35名と多く、国産車で車両整備等の体制が充実しているということでございます。しかし、現在、三菱自動車は大型車で社会的問題を起こしているため、よく実情を調査・確認をする上で、今後導入しようとする「エアロミディME」の導入について認めたところでございます。

2案件につきまして、コミュニティバス運行事業者の委託を、次の理由により岐阜乗合自動車株式会社にしたい旨説明を受けました。本市区域内には、真正北方大縄場線、北方穂積線、黒野線と岐阜バス路線があり、これらの路線変更、または延長を要望してバスターミナルに接続する必要があるとともに、乗り合いバス路線事業者との調整が必要となるため、岐阜バスと随意契約の交渉を開始して、この10月1日運行開始を目指したいとのことに対し、競争原理を働かし入札すべきとの意見もあり、また岐阜バスの言いなりにならないよう、また他市で運行している先進事例も参考に、交渉経過を報告することを条件に、随意契約で委託先を岐阜バスと交渉を開始することを認めた次第でございます。運行経路につきましては、暫定の東・西回りの案について、コース変更の要望もいたしてまいりました。

次に、樽見鉄道に係る報告については、鉄道輸送改善調査、すなわちコンサルタントによる経営診断でございますが、平成15年度末までとなっていましたが、途中で住友大阪セメントが貨物輸送を平成17年度末で停止する決定を表明したことにより、若干のおくれ、また再度、現状及び将来予測等を見直して代替案の検討で終了しているが、改善案の提案、今後の課題について進めているが、6月中旬ごろに対策協議会の報告がされる見込みであることと、収支見込みでは、平成15年度の経常損益が6,969万6,000円の赤字、平成16年度末が5,765万3,000円との赤字の説明に対し、いつも年間でこれだけの赤字なので何とかしてほしいと毎年繰り返しているため、経営診断結果を速やかに示すべきと要望し、また毎月収支報告を求めていくことを要望した次第でございます。

3番目に、揖斐線、美濃町線、岐阜市内線等沿線市町村対策協議会が3市2町で昨年2月7日設置され、岐阜市主導で「乗って残そう運動」の提唱、路面電車交通社会実験を実施されてきたが、名古屋鉄道株式会社から平成17年4月1日に廃止する旨の廃止許可申請書が本年3月1日に国土交

通省に提出され、5月10日に中部運輸局の意見聴取があり、「事業廃止時期の繰り上げは受け入れられない」と意見を述べる予定でございます。今後、6月に鉄道の存続または廃止についての方向性の決定を受けて、7月から存続・廃止の決定に基づき、新会社設立または代替交通の準備作業に入る予定となっております。

さらに、5月28日と6月8日午前9時より、本巣市役所本庁舎第1委員会室にて地域交通検討特別委員会を開催いたしました。委員会には、両日とも委員10人全員と、説明のため内藤市長、高木助役、新谷参与、高橋企画部長ほか関係職員の出席を求めて、コミュニティバス選定の見直しについての説明及び導入予定のバスの試乗を行いました。

コミュニティバス選定については、さきに選定しました「三菱エアロミディME」が、昨今テレビや新聞等で報道されていますように、トラックのハブの強度不足及びクラッチ系統のふぐあいの欠陥を隠ぺいし、リコール隠しをして企業としての責任逃れをしていたため、選定の見直しをした結果、三菱から日野に変更し、合併協定の選定条件の中のノンステップ仕様は日野にあります。排ガス規制関係で仕様決定が5月中でないと10月1日の納車が不可能であるということと、他社は試乗結果が悪かったり、納車が間に合わない等の理由から対象から外し、6月8日試乗の結果、ツーステップとなりますが、日野の「リエッセ」に選定を変更することにいたしました。

また、樽見鉄道につきましては、報告を受け、終わりました。

名鉄揖斐線につきましては、対策協議が6月11日に行われる予定と聞いております。

以上をもちまして、地域交通検討特別委員会からの報告といたします。

議長（村瀬 治君）

次に、東海環状自動車道建設問題特別委員会委員長 若原敏郎君より報告願います。

16番（若原敏郎君）

議長のお許しを得て、東海環状自動車道建設問題特別委員会から報告します。

4月27日午後1時30分、5月12日午前11時55分から、本巣市役所本庁舎第1委員会室にて東海環状自動車道建設問題特別委員会を開催いたしました。

4月27日の委員会では、委員10名中9名、それと説明のため高木助役、服部部長、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所から高島事業対策官ほか2名と関係職員の出席を求め、進捗状況の説明を受けました。

東海環状自動車道の概要は、路線名は一般国道475号、区間は愛知県豊田市（第2東名高速道路）から三重県四日市市（第2名神高速道路）約160キロ、第1種第2級（自動車専用道路）で、設計速度100キロ、4車線、幅員は23.5メートルです。

新聞等で御存じのように、東回りルートは、2005年に中部国際空港の開港、日本国際博覧会の開催等のプロジェクトの関係から、来年の春に供用開始となります。

西回りルートは、関・養老間約44.2キロメートルで、そのうち本巣市真正・糸貫地内が路線となるのは約6.8キロメートルです。平成8年に都市計画決定がされ、養老ジャンクションから大野・神戸インターチェンジが順次事業化されつつありますが、予算も前年度と比較すると80%と減額さ

れており、平成16年度においては本市で行う事業の予定はないとのことでした。今日の状況でいくと、本市内の事業着手が大変遅くなってしまおうので、早期着工と国道 157号の交通緩和のため、側道（緩衝地帯）の整備を国・県の関係機関に対し、議長に要望してもらうよう要請することにしました。

さらに、5月12日の委員会では、委員10名と高木助役、服部部長、関係職員の出席のもとで、要望書の内容について協議をいたしました。糸貫インターチェンジは国道 157号の沿線沿いに計画されており、本業市の観光産業の振興等、市の活性化にとって最も重要な交通の拠点と位置づけており、新市発展のためには、大野・神戸インターまでの先行着手でなく、糸貫インターチェンジまでを同時着工し、早期完成を要望していくこと。また、糸貫インターチェンジから主要地方道岐阜・関ヶ原線までの全線にわたり供用開始に伴い、予測される国道 157号線等の渋滞緩和と、地域の安全な交通体系を維持するためにも、両側側道及び住宅密集地には環境緑地帯を設置することを強く要望することとしました。

以上、東海環状自動車道建設問題特別委員会からの報告とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

次に、森林開発特別委員会委員長 宮川久夫君より報告願います。

34番（宮川久夫君）

議長のお許しを得て、森林開発特別委員会から報告します。

5月10日午前9時から、本業市役所本庁舎第1委員会室において森林開発特別委員会を開催しました。委員会には、委員10名中9名と、説明のため内藤市長、高木助役、服部産業建設部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、所管の林道、豪雪による被害木等の現地視察を行いました。

本市の森林面積は86.2%を占め、国土保全、水源涵養、災害防止等、多面的機能を有する山林を保有していく基盤となる林道開設事業等の8路線を南部から順次見ていきました。

猪ノ谷線は、平成9年度から県単事業として開設しており、平成15年度末で幅員3メートル、延長1,219メートルが完成しており、広域基幹林道伊自良・根尾線に接続。ふるさと林道宮谷・金坂線は、平成6年度から県代行で開設しており、平成15年度末で幅員5メートル、延長4,697メートルが完成しており、残り事業1,500メートルほどで平成18・19年度完成を目指しています。車中から根尾東谷方面の豪雪による被害木の甚大さを見ながら、広域基幹林道伊自良・根尾線は平成9年度から開設しており、平成15年度末で幅員5メートル、延長2,034メートルが完成しています。

大井・能郷線は、平成10年度から開設しており、平成15年度末で幅員4メートル、延長4,400メートルのうち1,284メートルが完成しており、折越線は幅員4メートル、延長8,871メートル、猫峠線は幅員4メートル、延長4,520メートルであり、いずれも根尾地域の黒津、越波、大河原の生活道路にもなっており、途中、市有林152ヘクタールの状況、また熊による赤茶けた杉の被害木を見ながら、本市の森林の広大さに圧倒されながら全体の3分の1の視察を終えました。視察後、残りの3分の2を見るべき、市有林の育林状況、この広大な森林を整備するために補助事業の活用、

人と森林の共生のあり方等の意見が出ましたので、意見を聞きながら、次回計画する予定であることを含み、森林開発特別委員会から報告しました。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

次に、下水道整備促進特別委員会委員長 杉山 潔君より報告をお願いします。

41番（杉山 潔君）

議長のお許しをいただきましたので、下水道整備促進特別委員会から報告をいたします。

5月17日午前9時から、本業市役所本庁舎第1委員会室において下水道整備促進特別委員会を開催しました。委員会には、委員全員と、説明のため内藤市長、高木助役、林上下水道部長ほか関係職員の出席を求め、所管の下水道施設の現地視察を行いました。

下水道施設は、特定環境保全公共下水道事業で供用開始している根尾処理区と、本年4月から供用開始した本業処理区の2カ所、農業集落排水事業で供用開始している下福島地区、弾正西地区、小弾正地区、北野・春近地区、早野地区、高尾・平野地区及び本年4月供用開始した日当地区、東外山地区の8カ所及び今後計画されている真正地区浄化センター、神海浄化センター予定地の2カ所を視察しました。

供用開始している地域の計画戸数 2,156戸、処理人口1万 4,710人となっており、加入率は早野地区の48.4%から小弾正地区の87.3%とばらつきがあり、平均で68.1%となっています。予算ベースで見た維持管理費 2億 3,000万円、年間1人当たりの管理費は1万 6,000円、使用料収入 8,700万円で、維持管理費の使用料収入の占める割合は36.8%となっています。

下水道に係る補助制度、16年度下水道事業計画の概要、未着手地区である糸貫地区、金原・鍋原地区の今後一層の推進を図っていく必要があり、これから整備する計画地域は旧町の枠を超え見直しをすべきに対し、国・県に相談し検討していくとのことでした。

先般の議会全員協議会で、排水設備工事費の高額負担に係る助成金交付制度を合併浄化槽の排水管にも適用できないかの問いに、できないとの回答がありました。

以上、下水道整備促進特別委員会からの報告とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

次に、西部連絡道路建設特別委員会委員長 出村宏行君より報告をお願いします。

37番（出村宏行君）

議長のお許しを得まして、西部連絡道路特別委員会の報告を申し上げます。

5月18日午前9時から本庁第1委員会室において開催いたしました。委員会には、委員全員と、説明のために高木助役、服部産業建設部長ほか関係職員の出席を求め、西部連絡道路建設計画の説明を受けた後、路線予定地を視察いたしました。

主な内容として申し上げます。一つ目として、西部連絡道路は、小柿地内の瑞穂市境を起点として、山口地内を終点とする幅員9.25メートル、2車線、片側歩道で延長 9.7キロ。そのうち改良延長 6.1キロメートルで、残りは整備済みの現道利用、または手直し工事等を本年度から平成19年度の4年間で施工するというものです。

次に、総事業費28億 6,000万円で、本年度は5億 1,500万円を見込み、来年度工事着工に向け、路線測量、用地補償費が主であり、平成17年度から平成19年度まで毎年度8億円前後の事業費となっております。事業費の財源につきましては、国庫補助55%、合併特例債が約43%で、残り約2%が一般財源となっております。道路ののり面が土羽施工となっているので、農地維持管理が難しくなるおそれがあるので、できればL字型擁壁等への変更と、農地は作付計画、または住居は移転計画があるので、できる限りスケジュールを縮め、早く地権者等に説明するように求めました。

以上、申し上げた点が西部連絡道路建設特別委員会からの報告とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

次に、教育施設建設特別委員会委員長 園部隆雄君より報告願います。

25番（園部隆雄君）

教育施設建設特別委員会からの報告を申し上げます。

去る5月27日の午前9時から、市役所本庁舎の第1委員会室で教育施設建設特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員10人全員と、説明のため内藤市長ほか高木助役、高橋教育長、堀部教育委員会事務局ほか関係職員の出席を求め、建設中及び計画の教育施設建設について説明を受け、現地視察を行いました。

一色小学校校舎改築工事は、鉄筋コンクリートづくり2階建てで、延床面積が1,789平方メートル、工期は3月29日からことしの12月20日までで、視察時点は、基礎、地中梁配筋が実施されておりました。5月27日現在の進捗率は4.3%となっております。

次に、弾正小学校校舎の増築工事は、鉄筋コンクリートづくり3階建てで、延床面積が559平方メートル、工期は一色小学校改築工事と同じで、視察時は8メートルのパイルを打つため無振動・無騒音重機できり穴をあけており、5月27日現在の進捗率は7.0%となっております。

次に、本巣中学校は、昭和40年9月に建築をされ、39年が経過し、耐力度検査で危険と判定されたため、全面改築を平成16年・17年度継続事業として、平成16年度は旧本巣町で現校舎の西側に2,288平方メートルを買収済みの用地に、平成16年度に体育館、現校舎の間に管理棟を建築し、平成17年度は校舎の構築が予定されており、総事業費は18億5,000万円が見込まれております。本巣中学校校舎建築工事にソーラー発電と氷蓄熱式空調方式が採用され、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策がとられていますが、初期投資が多い割に将来維持管理費の増も考えられるので、省エネ設備を導入した場合と電気料とのランニングコストの比較対照表を作成し、次回委員会までに報告することとなりました。

以上、教育施設建設特別委員会からの報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

次に、環境対策特別委員会委員長 臼井茂臣君より報告願います。

49番（臼井茂臣君）

環境対策特別委員会から報告をいたします。

6月2日午後1時30分から、本巣市役所本庁舎第1委員会室において環境対策特別委員会を開催

いたしました。委員会には、委員10名全員及び議長と、説明のため高木助役、土川市民環境部長ほか関係職員の出席を求めまして概要説明を受けた後、事業所3カ所の現地調査をいたしました。

まず住友大阪セメント株式会社岐阜工場は、国が2010年にはセメント1トン当たり産業廃棄物400キログラムを原料として使う目標があり、現在、産業廃棄物20種類のうち15種類の許可を受けており、県廃棄物リサイクル製品の認定を受けています。現在、脱水汚泥を、県内、三重県から年間1万5,000トンを受け入れて原料としております。本年9月、同規模の受け入れ施設を造設予定となっております。受け入れ施設を現認しましたが、外部へ臭気も漏れない対策が施されており、水分80%の脱水汚泥にしてはにおいもあまり感じませんでした。

次に、自然応用化学株式会社は、緑化部門とガーデン部門から成り、培養土、土壌改良材等を製造していますが、主原料は樹皮、有機質肥料、副原料は伐採木、一次チップ、刈り草、剪定枝、杉皮、浄水場のケーキ、各種発酵菌で、年間6万トンを出荷しています。ここは地元神海自治会から、悪臭、汚水、騒音等いろいろな問題があり、指摘をしたところ、地域協調対策として本年1月からパトロールを実施し、住民の意見を取り入れ運営しているとのことでございます。

また、佐合木材株式会社は、木材のリサイクルを目的とし、樹皮、チップを発酵させ有機肥料の材料を製造しているが、野積みの原料、製品から悪臭が発生し、沈殿槽を設置し循環方式をとっているが、大雨のときは腐敗物を含んだ水が根尾川に流れ出すので、その改善を要望しました。

市においては、自然応用化学は水質検査済み、佐合木材は放流出口に水質検査測点を設け、公害防止協定を結んでいない企業は締結していきたい旨の回答がありました。

以上、環境対策特別委員会から御報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

次に、国道県道整備促進特別委員会委員長 川口金二郎君より報告願います。

22番（川口金二郎君）

議長のお許しを受け、国道県道整備促進特別委員会から報告をいたします。

6月3日午前9時から、本巣市役所本庁舎第1委員会室にて国道県道整備促進特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員10人全員及び議長と、説明のため内藤市長、高木助役、服部産業建設部長ほか関係職員の出席を求め、国道3路線、主要地方道5路線、一般県道8路線の今年度事業概要の説明を受けた後、現地視察を行いました。

国道では、157号日当・平野バイパスは、1号橋上部工と2号橋を接続し、日当地内まで来春供用開始をしていく。また、神所地内は用地補償費9,800万円、門脇バイパスは3,000万円の工事、418号は2車線化への2,000万円の用地費。主要地方道では、岐阜・関ヶ原線2億9,100万円で橋梁の拡幅工費と一部用地買収を行う。北方・多度線は、国道157号との交差点改良の用地費として5,000万円。岐阜・大野線は、路側北側拡張工事のため用地補償費4,000万円。一般県道では、都市計画道路長良・糸貫線は国道157号線との交差点改良用地費1,500万円であります。

委員会として、産業・生活道路として未改良路線の整備について、国・県に対し積極的に働きかけをしていくことを確認いたしました。

以上、国道県道整備促進特別委員会からの報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

次に、市長より行政報告を願います。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

きょうここに、平成16年第3回の本巢市議会定例会が開催されまして、議員の皆様には出席を賜り、まことにありがとうございます。また、先ほどは今議会の会期の決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

本巢市が誕生いたしまして4ヵ月を経たところでございますが、議員の皆様には市議会議員として議会活動に精励され、市政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりまして、心から感謝を申し上げます。

それでは行政報告をさせていただきます。

鉄道関係2路線につきましては、先ほど春日井地域交通検討特別委員会委員長より御報告がございましたが、行政といたしましても、この2点につきましては、まず御報告をさせていただきます。

初めに、樽見鉄道の状況でございますが、樽見鉄道連絡協議会から委託しておりました経営診断につきまして、大変おくれましたけれども、6月2日に開催されました連絡協議会の総会におきまして報告書が提出されまして説明を受けたところでございます。その内容につきましては、6月8日の地域交通検討特別委員会に報告をさせていただきましたが、まず四つのケースで分析が行われました。現状維持の場合、あるいは人件費の効率化や保有車両を見直した場合、さらにダイヤの改正を行った場合、運賃の値上げなどの経営改善を行った場合というふうな形で収支の試算結果が報告されておりますが、いずれも黒字転換は難しいということでございました。また、バス代行転換ということも試算されておりますが、これも多額の赤字が出るという内容でございました。今後、この経営診断結果を踏まえまして、連絡協議会におきまして方向性を協議し、決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、名鉄揖斐線に係る状況についてでございますが、既に名鉄が来年3月末をもって廃線となる届け出がなされておきまして、去る5月10日に中部運輸局に出向きまして、廃止の日の繰り上げに係る意見聴取に対応してまいりました。早期に廃止されることのないよう強く要望いたしましたところ、国土交通大臣より名鉄に対しまして、廃止の繰り上げは公衆の利便を阻害するおそれがあるとの通知がなされまして、来年3月前の廃線はなくなったわけでございますが、名鉄の廃線により廃線後の存続・廃止について、美濃町線、岐阜市内線を含めまして、沿線市町対策協議会で協議を進めてまいっておりますところでございます。現在、自治体が施設を保有し、民間会社が経営を行うという上下分離方式によります公設民営方式での存続を検討しておりますが、最近になりました岡山県の岡山電気軌道株式会社が協力するとの意向が示されまして、存続に向けまして検討がなされております。乗降客の安全を確保することなどの条件も出されておきまして、課題も多くありますので、十分検討していかなくやいかんというふうに思っているわけでありまして、

また、名鉄の資産譲渡につきましては、御存じのように、当初82億円という額が示されておりましたけれども、現在は19億8,000万円で売却というような意向を示してまいっております。沿線市町村ではこの資産譲渡の交渉を行いますため、先月11日に名鉄本社に出向きまして名鉄側と協議を行い、基本的には無償での譲渡を要望いたしましたが、名鉄側からは、社内において検討を重ねたものであり、これ以上の譲歩は困難との意向が示されたわけでございます。今後こうしたことも踏まえまして、沿線市町村対策協議会におきまして、名鉄や岡山電気軌道株式会社等も含めまして協議を進めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

次に、徳山ダム建設にかかわる集団移転地の文殊地区におきます地盤沈下対策についてでございますが、既に再移転の対策を講じました以外の31戸につきましても、壁やブロックにき裂が入るふぐあいが発生しておりまして、水資源機構に対しまして従来から対策方を要望してまいったわけでございます。5月7日に徳山ダムの建設事務所長が来庁されまして、この地区のふぐあいについては、専門家によりまして検討を重ねて評価をしてまいりたいと。いわば因果関係がどこにあるかというようなことも含めまして検討してまいりたいというふうでございました。また、6月4日には水資源機構の中部支社に出向きまして、諸般の要望をしたわけでございますが、その折にも、特にこの文殊地区の地盤沈下にかかわることにつきましてお願いを山口副支社長にいたしました。副支社長からは、集団移転者のコミュニティーとかライフラインということについては大変重要でございますので、きちんと一つひとつ対処してまいりたいと、このような回答をいただいておりますので御報告をいたします。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

御苦労さんでした。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10時55分に再開をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時57分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は48人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 報告第11号から日程第6 報告第13号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

これより日程第4、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）から日程第6、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）までを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

それでは、今議会に提出いたしました案件につきまして御説明を申し上げます。

今回が新市として本予算ということになりますので、基本的な考え方につきましても御説明を申し上げたいと思います。

本市のまちづくりの基礎となります新市建設計画では、市の将来像を「自然と人が共生し、快適で心ふれあうまち」と見据えておりまして、五つの基本方針に基づきましてさまざまな施策を展開していくこととしております。本年度は新市として1年目に当たり、施策を具体化していくスタートの年であります。市域の均衡ある発展を基本姿勢に、市民の皆様の参画を仰ぎながら、議員の皆様様の御指導、御協力を賜り、合併してよかったと実感していただける市政を展開していく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、予算を初めとする各般の御審議をお願いするに先立ちまして、最近の地方を取り巻く厳しい財政状況を踏まえ、当面の市政運営に対する所信の一たんを申し述べさせていただきます。

まず第1点目は、財政についてでございますが、今定例会は本巢市としての初めての年間予算を御審議いただく場となります。しかし、本年度の地方財政は、合併前では予期できない厳しい状況にさらされておりまして、御承知のように、国の三位一体改革における国庫補助金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方財政計画では、地方交付税と、実施的にこれと一体の臨時財政対策債が突然に、前年度比、国ベースで12%と大幅に削減されました。本市では、その減少分は7億5,500万円と見込まれておりまして、より深刻な状況となっております。

最近の経済情勢につきましては、5月の月例経済報告によりますと、景気は企業部門の改善に広がりが見られ、着実な回復を続けているとの基調判断が示されております。日本の景気回復が続くと見込まれるところでございますが、その要因としては、輸出・生産の増加のほか、企業収益の改善、設備投資の増加、個人消費の持ち直しや住宅建設の増加が挙げられております。このような経済情勢を背景に、今後、本市の自主財源確保につながることを大きく期待しているところでございます。しかしながら、今予算では歳入を埋めるため、財政調整基金の3分の1を繰り入れるなど、本年度は厳しい財政を強いられています。新市建設計画の中でも緊急・重要度の高いものから実行しながら、健全な財政運営にも心がけまして、歳出全般にわたる見直しとか節減を行い、今後の予算編成にも反映してまいる所存でございます。

第2点目は、最重点プロジェクトの本格的な着手ということでございます。

初めに、「公共交通機関のネットワーク化」でございますが、コミュニティバスの運行につきましては、先ほども委員会報告がございましたように、車両や路線もほぼ決まりまして、10月1日の運行を目指して準備を進めております。なお、車両につきましては、三菱車を予定しておりましたが、リコール隠しを起こした三菱自動車や三菱ふそうに対する厳しい批判を踏まえまして、市民の皆様様の理解が得られないと判断しまして、他社の車種に変更いたしました。また、既存バス路線の

連携を図りますため、岐阜バスに対し路線変更や延長を要望した結果、新たに岐阜大学病院への乗り入れや他の路線の本巣市への延長が見込めそうになりまして、市外へのアクセスがより充実したものになるものと期待をしているところであります。

二つ目は、地域道路ネットワークの整備でございます。（仮称）本巣西部連絡道路でございますが、国からの支援も決まりまして、本年度から用地や補償の交渉に取り組んでまいります。本市の一体性の確保や、市民のスムーズな移動に資する事業でございますので、早急に整備を進めてまいりたいと考えております。

三つ目は、地域情報ネットワークの推進でございます。基本計画もまとまりましたので、近く検討委員会を立ち上げまして、議論を進めながら快適な情報環境を提供できるよう努めてまいります。また、防災行政無線の統合も急務でありまして、効率的・効果的な観点からあわせて議論を進めてまいる所存であります。

第3点目は、重要プロジェクトを含めました五つの基本方針の具現化でございます。まずは自然に配慮した快適なまちづくりについてでございます。

岐阜市の産業廃棄物不法投棄事件を教訓にいたしまして、早期発見・適正処理が求められますので、環境監視員を設置しまして、不法投棄などの監視や啓発を行うなど、快適な生活環境の保持に努めてまいります。また、ストックヤードの建設に着手しまして、ごみの減量化や資源化に取り組んでまいります。

快適で質の高い生活環境を提供いたしますため、上下水道整備を着実に推進するとともに、河川・排水路や公園の整備も進めてまいります。

「生きがいと安らぎのあるまちづくり」についてでございますが、市となりまして福祉事務所を設置いたしましたので、市民の皆様にとって、より身近と感じられるようサービスの提供に心がけてまいります。特別養護老人ホームへの入居を希望し、待機されている方の解消を図りますため、民間による施設建設に対しまして積極的に支援をしております。

健康管理の面では、節目検診、青年検診、前立腺がん検診など充実した検診体制を展開してまいります。

子育て支援として、安心して子育てに専念してもらえよう、レベルの高い医療費助成制度の維持に努めてまいりますとともに、昨年7月に国、地方公共団体、企業が一体となって進める少子化対策の柱として次世代育成支援対策推進法が成立しましたので、今後、地域行動計画を策定しまして、家庭や地域社会における子育て機能の再生を図り、新たな少子化対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

市民の皆様が安全・安心な生活を提供できますよう、防災面では防災計画の策定や防災マップの作成を進めてまいりますとともに、防火水槽の設置などの防火施設や設備の整備を進めてまいります。また、より充実した消費生活相談体制を整え、消費者の不安を取り除くとともに、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）などへの的確な対応にも努めてまいります。

三つ目は、「活力と賑わいのあるまちづくり」についてでございます。

林業の振興基盤の整備を図りますために、林道の開設・改良を推進してまいります。また、農業基盤、施設の整備・支援にも努めてまいります。

地域経済の活性化や雇用確保を図りますため、工場跡地の利活用の促進、民間企業進出への支援などに積極的に取り組んでまいります。また、観光産業の活性化を図りますため、観光資源の整備・充実にも努めてまいります。

四つ目に、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」についてでございます。

本業中学校の改築を初めとする小・中学校施設の整備を行い、安全で充実した教育環境を提供します。また、学校給食センターの改修を行いまして、安心できる食の提供にも努めますとともに、将来におきましては合併の効果が発揮できるよう、学校給食センターの統合等についても検討してまいりたいと考えております。

子供から高齢者の方まで、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるよう、健康づくりに寄与する生涯スポーツの振興にも努め、これを実現するために必要な総合型スポーツクラブの育成活動拠点の整備を図ってまいります。また、国際化への対応として、青少年の国際交流事業を進め、視野の広い人材育成に努めますとともに、ALT（アシスト・ランゲージ・ティーチャー）の増員配置により、語学の習得の機会の提供にも努めてまいります。

五つ目は、「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」でございます。

市民の皆様自主的・主体的な場となるコミュニティ施設の整備・充実を積極的に支援してまいります。開かれた行政を目指して情報公開や情報提供を進めますとともに、市民や企業の方とのコミュニケーションの場として、市政懇談会や企業懇談会を実施しまして市政に参加できる仕組みづくりに努めます。また、合併の効果を発揮でき、厳しさを増す地方行政にいつまでも耐えられるよう、市役所自体の機能を高めるとともに、職員の資質向上を図り、効率的な行財政運営の確立に努めてまいります。

最後に、今後の市政運営に当たりましては、議員の皆様と連携を密にしまして、公正な市政の推進に努めてまいる所存でありますので、格別の御指導を賜りますようお願いいたしまして、今定例会の予算の趣旨説明とさせていただきます。

今定例会に提出いたしました案件は、報告事項14件、人事案件1件、条例関係10件、予算関係7件、認定関係3件、その他4件、合わせて39案件でございます。よろしく願いをいたします。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて、本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、議会の御承認を求めものでございます。

報告第12号 専決処分の承認を求めることについて、これは農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これ

を御報告し、議会の御承認を求めますのでございます。

報告第13号 専決処分の承認を求めることについて、これは中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、これを報告しまして、議会の御承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

報告第11号から報告第13号までの補足説明を求めます。

総務部長、補足説明。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、報告第11号から13号までの補足の説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、事前に配付をしております資料の本巢市議会定例会議案説明資料というものがあると思いますけれども、これに基づきまして説明をさせていただきます。

3ページでございますけれども、右の端にナンバリングで3と打ってある新旧対照表ですけれども、これによって説明をさせていただきます。

まず第24条関係でございますけれども、個人の市民税の均等割の非課税の範囲ということでございます。これにつきましては、生活保護基準が引き下げられたという中から額が引き下がったと。均等割の非課税の範囲の改正が行われたということで、従来の「19万2,000円」が今回「17万6,000円」と。要するに加算額でございます。例を挙げて計算しますと、本人と配偶者、あるいは扶養者が2人ありますと、3人にプラス1ですから4人。4人掛けることの28万プラス、従来は「19万2,000円」だったのが「17万6,000円」、加算額が改正されたということでございます。これ以下の人は均等割が課されないということでございますので、そういう解釈でお願いしたいと思います。

続きまして31条ですけれども、均等割の税率でございますけれども、今までは人口割の段階によって均等割の額が決まっておりましたが、今回、法の改正によりまして、一律3,000円ということになったわけでございます。従来「2,000円」でありましたのが、一律「3,000円」ということになったということでございます。そこに加えまして、本市には関係ございませんけれども、法人の市民税の区分の表の中に「防災街区整備事業組合」というものが加わったということでございます。

それから次に、恐れ入りますけど、5ページの34条の8でございますけれども、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除ということでございますが、ここに48条の9の6までというのが入ったわけでございますけれども、これは簡単に申し上げますと、上場株とか特定の口座の取引のある株

ですけれども、こういうものの源泉徴収は県が行うということで特別徴収するわけでございます。そうしますと、そのままになるわけでございますけれども、個人がほかの株の譲渡をしたときにマイナスが生じたという場合については、確定申告によってその部分の修正不足額へ充当するとか、あるいは還付加算金とか延滞金の免除という形での条文の整備がされたということでございます。

それから次に、法人の市民税の申告納付ということでございますけれども、新旧対照表を見ていただきますと、事業所を有する法人ということで、後に「外国法人」ということが加わっております。今回、外国法人が加わったということで追加する規定。それと、特に外国法人が申告をしたときに、既に外国の法律によりまして税額が納められておる部分については、そこから税額を控除するという規定の内容でございます。

それから次の6ページでございますけれども、固定資産税の納税義務者等ということで、公有水面埋立法ということで、この部分につきましても干拓地等でございます、特に本市としては全く関係ございませんので、これは割愛をさせていただきたいというふうに思います。

その次の7ページの7号ですけれども、ここに家屋の附帯設備云々と書いてございますが、これにつきましては特にテナント等でございますけれども、そうしたときに借りた方がそこを改修したりいろんな整備をします。そうした部分につきましては、償却資産として課税の対象にするということになるわけでございます。そういう規定が今回新たに加えられたというものでございます。

それから次に第5条でございますけれども、個人の市民税の所得割の非課税の範囲の引き下げということでございます。これにつきましても、加算額が従来は「36万円」でありましたが、今回「35万円」ということで、計算の方法は先ほどと同じでございます。36万円に扶養家族プラス1、掛けるところのプラス35万円ということで、従来「36万円」が「35万円」に改正されたというものでございます。

それから次の8ページでございますけれども、この部分につきましては地方税法の附則の第39条第1項でございますけれども、これは関西文化学院技術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化科学技術研究交流施設等に係る地方税の特例ということで、本市とは関係ございませんが、そういう条文が加わったということで、4項が5項に繰り下げられたということでございます。

それから次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の特例を受けようとする者がすべき申告ということでございますけれども、ここに書いてありますように、4号でございますけれども、法附則第16条7項の貸家住宅といえますのは高齢者向けの優良貸家住宅ということでございまして、下に書いてありますが、高齢者の居住の安定確保に関する法律、こういう法律のもとに貸家住宅をつくったという場合に、国から補助を受けられてつくった場合については、そういう証明を出せば、その部分について3分の2減額をするというものでございまして、それに係りますところの、次の9ページに書いてありますが、どういう内容のものを提出するかということがここに1、2、3と書いてあるわけでございますけれども、そんな形で条文の整備がされたというものでございます。

それから次に15条の2でございますけれども、土地保有税の課税の特例でございますけれども、この部分につきましては、現在、土地保有税につきましても15年度から新たな課税を行わないとい

うことで課税が停止されております。そんな関係で該当はしませんが、今回、法附則の、10ページでございますけれども見ていただきますと、右側の6項ですけれども、31条の3第4項から6項というふうに書いてありますが、この条項の整備が、今度左側を見ていただきますと6、7、8と、それぞれ4、5、6項ということで、それぞれきちっと明確にここで整備がされたということで、条文の整備がされたというものでございます。

以上が専決処分の11号の補足の説明とさせていただきます。

続きまして報告第12号についてでございますけれども、これにつきましては農村地域工業等導入促進法に定めます10条の地域、指定を受けた地域でございます。これは本市であります糸貫町の数屋地内、それから真正町の浅木地内において農村工業導入の地域指定を受けておられます。そこにおきますところの工業等の用に供する設備を新しくつくったとか、あるいは増築した場合の課税の免除でございますけれども、これはどういうものかといいますと、1施設3,000万円以上の整備をされた場合に3年間課税の免除がされるということでございまして、今までは、ここに書いてありますが、実施計画から33年以内ということになっておりますので、該当はしますけれども、今までこれらの届け出とか、そういうものについてはなかったわけでございまして、その期限が18年3月31日まで延びたということでございます。

それから次に、報告第13号の補足の説明でございますけれども、1点目の「5年」が平成18年3月31日というのでございますけれども、これは単純に私どもももとの条文を間違えておりました、これは字句の訂正ということで、法律の改正があったからこれに変わったということじゃなくて、字句の訂正ということで、今回、一緒に訂正をさせていただいたということでございます。

それから次に、「8億円」が「9億円」ということでございますけれども、中部圏開発整備法に基づきますところの都市開発区域、根尾村と外山を除く部分が本巢市としては一応該当区域になっておりますが、そこで9億円以上の開発とあわせまして、雇用人員が50人以上ある場合につきましては、固定資産税の不均一課税を行いますよということでございます。そうしたときに、不均一の税率につきましては、1年目につきましては100分の0.7、それから2年目につきましては100分の1.05、3年目につきましては100分の1.225、4年目からは1.4に変わるというようなことになるわけでございますけれども、そういう形の税条例の改正ということでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

議長（村瀬 治君）

これより日程第4、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、どうぞ。

48番（三島智恵子君）

ただいま総務部長より御説明がありましたように、均等割の非課税の範囲が引き下げられたこと、均等割額が引き上げられたこと、また家屋附帯設備への固定資産税の課税が改正されたこと、所得割の非課税の上限額の引き下げがされたこと等の改正があったようですが、これによりまして、本巢市の場合、市民にどのくらいの額の影響が出るか、わかったら教えていただきたい。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

三島議員の御質問でございますけれども、まだそこまでの積算はよういたしておりませんが、できると思いますので、この定例会の中でまた御報告をさせていただきたいと。別の全協なりでも御報告をさせていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

どちらにしても、市民にとっては増税になるわけですね。そのことだけ確認したいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

三島議員さんの御質問にお答えします。

増税といいますが、そういう形になるというふうに解釈していただいてもいいと思います。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております報告第11号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第11号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど質問の中でも申し上げましたが、金額はまだ出ていないということですが、非常に低所得者の方の税金が上がるということは、暮らしにとって大きな影響があるというふうに私は考えます。その点で反対をいたします。

議長（村瀬 治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、大西君。

30番（大西徳三郎君）

提案理由にもありますように、地方税法等の一部改正に伴って専決処分されたということで、反対理由はわかりますけど、私としては賛成をいたします。

議長（村瀬 治君）

反対者の討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

国法等の変更があった場合に、地方の態度はどうするかということについては、しばしば問題になるところであります。ただ、その中で、先ほど三島議員が質問された市民への影響、総枠の影響についてやはり我々は考え、いくら国法であるといえども、その地方にとって致命的な問題であれば、やはり対処すべきではないかという考え方からすれば、先ほどの質問の中で明らかになったように、唯々諾々として、国法が変わったから我々はそれに従うという立場をとらない。それこそ地方分権の趣旨ではないかと思えます。そういう考えに立ったときに、今回の税金の変更というものについては、常に我々は目を光らせてそうした影響を考え、その中で、もしも可能ならば、たとえ1%といえども、そういう点での変更をしてでも地方の独立を守っていくということが必要だと考えています。したがって、今回の専決行為については、そうした配慮がされていないのではないかと思いますので、反対をいたします。以上です。

議長（村瀬 治君）

次に、賛成者の発言を許します。

賛成の方、お見えになりませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、竹中君。

29番（竹中光夫君）

当市の財政状況は、全国レベルで比べても非常に厳しい状況にあります。国法に基づく税を取るのとは当然だと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

次に、議案に対する反対の御意見ありますか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例の一部を改正する条例）についてを採決いたします。

報告第11号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって 報告第11号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定をいたしました。

日程第5、報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております報告第12号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第12号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

報告第12号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（農村地域工業等導入促進法に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定をいたしました。

日程第6、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております報告第13号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第13号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

報告第13号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定をいたしました。

日程第7 報告第14号及び日程第8 報告第15号（上程・説明・質疑・討論・採決）
議長（村瀬 治君）

これより日程第7、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計補正予算（第1号））と日程第8、報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

報告第14号 専決処分の承認を求める件についてでございますが、これは平成15年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第 179条第 1 項の規定によりまして、平成16年 3 月31日付で平成15年度本巢市一般会計予算に不足が生じました。このため、予算総額 8,417万 8,000円を専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりましてこれを御報告いたし、御承認を求めるものでございます。

報告第15号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

地方自治法第 179条第 1 項の規定によりまして、平成16年 3 月31日付で平成15年度本巢市老人保健医療特別会計に予算不足が生じたために、予算総額 3,300万円を専決処分させていただきました。同条第 3 項の規定によりましてこれを御報告し、御承認を求める次第でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますように、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

報告第14号の補足説明を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、報告第14号の補足の説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、補正予算の事項別明細書をお開き願いたいと思いますけれども、7ページでございます。

まず市民税でございますけれども、個人分として 200万円、それから法人分として 2,100万円の補正をさせていただきます。

それから固定資産税でございますけれども、3,000万円の減ということでございますけれども、この部分につきましては、御承知のように、都築紡績株式会社が会社更生法を受けたという関係で4期分の徴収が不能ということになりまして、予算上不足が出てきますので、これを減額したということでございます。なお、これにつきましては、16年 1 月付で租税等の請求権者届け出書を提出しております。これは管財人の弁護士の方へ提出をしております。そんな関係で手続はとっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それから市たばこ税、これにつきましては 600万円の増額が見込めたということでございます。

それから入湯税、これにつきましても 100万円の増額が見込めたということで補正をさせていただきました。これらを合わせまして、実は市税として 3,000万円のマイナスができるという中から、調整をさせていただいたという部分でございます。

それから次に自動車重量譲与税でございますけれども、これは税収の見込みができたということで 1,264万 4,000円の増額をさせていただいております。

それから利子割交付金でございますけれども、当初予定した額より 488万 4,000円収入が少なくなるというようなことでございまして、減額をさせていただきました。

それから地方消費税交付金でございますけれども、これにつきましては 806万 5,000円の増額が見込めるということで見させていただきました。

次に、地方交付税の中で特別交付税でございますけれども、非常に我々は特別交付税に期待をしておったわけでございますが、特に今回は合併の準備経費等を多く使っております。そんな中から2分の1は交付税算入、特交の算入がされるという見込みの中で進んだわけでございますけれども、最終的に3月の交付決定が5,301万円というような決定がされました。そうした中で、既に市になるまでにそれぞれ交付税を受けております。各町村が特別交付税を受けております。これが3億9,307万7,000円を受けております。トータルで4億4,608万7,000円の特別交付税ということになるわけですが、極端なことを言いますと、準備分につきましてはルールどおり見ていただけましたが、既定のルール分についてかなりの削減がされたというような内容となっております。

それから次に国庫支出金でございますけれども、小学校校舎増改築事業の負担金でございますが、これは弾正小学校分としまして3,238万円、それから一色小学校分としまして2,665万9,000円、真桑小学校分として8,497万1,000円、これらを合わせまして1億4,401万円の増額ということで、その部分が伸びたということでございます。この部分につきましては、また翌年度へ繰り越しということにもなりますが、そういう形で増額をさせていただきました。

それから国庫補助金でございますけれども、これにつきましては、真桑小学校分として286万5,000円、それから一色小学校分として260万1,000円、トータルで546万6,000円の補正をさせていただいたということでございます。

それから次に県支出金でございますけれども、市町村振興補助金でございますが710万円を補正させていただいておりますが、この内容としましては、本巢の保育園のバスを購入いたしました。それに対しまして2分の1の補助ということになっておりますので、その部分が220万円。それから情報通信基盤整備計画策定業務、これにつきまして490万円振興補助金をつけていただきましたので、トータル合わせまして710万円ということでございます。

それから次に電源立地地域対策交付金、これにつきましては本巢と根尾地域でございますけれども、そこに受けられるということで、450万円の減額ということでございますが、本巢地域の部分につきましては、既に旧の本巢町時代にこの450万円を受けておりますので、誤ってこの予算に計上してありましたので、今回450万円を減額させていただいたということでございます。

それから次の10ページでございますが、雑入でございますけれども6,326万7,000円。この内訳でございますが、旧の本巢から15年度の決算の剰余金として2,733万2,000円、旧の真正町から剰余金として3,145万円、糸貫町からですけれども448万5,000円。非常に聞きなれない剰余金というものですけれども、実は1月31日現在で締めをします。そうしたときに現金の残りというものが剰余金として出てきますから、その分を計上したということでございます。

次に歳出でございますけれども、電算管理費でございますが、これは財源内訳の変更でございます。先ほど県の振興補助金をいただきましたので、この部分、一般財源を減しまして、国・県支出金で490万円を組み替えたというものでございます。

それから財政調整基金費でございますが、これは今回の補正予算の財源の調整をしたということで、1億円の積み立てをしたと。積み立てるように予算を計上したというものでございます。

それから次に、民生費の老人保健医療特別会計繰出金でございますけれども、これにつきましては、当初予定をしておりました繰出金額よりも少なく済んだということで、1,593万1,000円の減額をさせていただいたということでございます。

それから次に小学校費でございますが、この部分につきましては、学校建設費におきまして財源の組み替えをさせていただいたと。先ほど御説明申し上げましたように、国からの支出金がありましたので、一般財源と組み替えをしたというものでございます。

次に予備費でございますが、これは予算上の端数整理をさせていただいたというものでございます。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

報告第15号の補足説明を求めます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

報告第15号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして御説明させていただきます。

恐れ入りますが、最後の8ページをごらんいただきたいと思います。

歳出におきまして、中ほどの款2の医療諸費の中の目の1.医療給付費についてであります。平成15年度の最後の支払い分、2月診療分を4月に支払いするわけでございますが、これにつきまして不足が予想されたために3,300万円の追加をさせていただきました。財源につきましては、歳入で款1の支払基金交付金及び款5の諸収入をもって充当をいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（村瀬 治君）

日程第7、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

2点ほどお尋ねをいたします。

まず第1点は、歳入の地方交付税についてですが、特別地方交付税が大幅に減ったという御説明でございました。従来の既定の部分が大幅に減ったという御説明だったようですが、どういう理由か、もしわかったらお聞きしたいというのが第1点。

それから第2点、歳出の方ですが、先般、糸貫分庁舎の雨漏りの修繕に予備費を流用して使うとおっしゃったような気がしたんですが、それは15年度の予備費ではないのですか。

その点について、2点お尋ねします。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

三島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず特別交付税の件でございますけれども、今、細かい数字を持ち合わせておりませんので、この部分については、後ほどこの会議の中で報告をさせていただくということで御了解いただきたいということと、それから糸貫分庁舎の雨漏りの件でございますけれども、これは暫定予算におきまして流用をさせていただくということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、高橋君。

35番（高橋秀和君）

ちょっとお伺いしたいんですが、一般会計も老人保健もなんですが、15年度分の決算剰余金という形で実は上がってきておるんですが、それは旧町の形で歳入の中へ入ってきているんですが、通常、剰余金の扱い方を考える、あるいは繰り越しを考えていく場合に、ある程度決算的な部分というのは、予算であるので見込みという考え方のような金額でなさそうですね、この形からいうと。普通、剰余という場合だと、ある程度の収支決算が示されて、この剰余金が歳入に入っていく形が妥当ではないかなというふうに考えるんですが、この両案件については、例えば老人保健医療の場合に、本当はこの剰余金がなかったら一般会計から持ち出ししなきゃいけないんじゃないかなというような危惧される部分があるんですが、この考え方はこういう形でいいわけですか。決算の状況が剰余金の予定金額という形なのか。多分予定金額だろうと思うんですね、最終決算が出ていないので。その点について、考え方をちょっとお伺いしたいと思うんですが。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

ただいまの御質問でございますけれども、当然予定金額でございます、ここで根尾が出ておりませんのは、たまたま1月31日現在に歳入と歳出でマイナスが起きております。そんな関係で出ておりませんが、とりあえずそういう予定でございます、当初それぞれ予算で剰余金を見ておりましたのが、本巢町分で8,000万円、それから真正町分で1億8,633万8,000円、それから糸貫町分で7,933万9,000円というような予算を見ておったわけですが、あくまでもこれは途中の段階でございますので、1月31日というのは途中でございまして、そんな形で、その時点で精算をした場合において剰余金が出たということでございまして、決算においては当然すべて繰越金という形で上がってくるということになるわけでございますけれども、そういう内訳でございます。

議長（村瀬 治君）

よろしいですか。

〔「結構です」と35番議員の声あり〕

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております報告第14号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第14号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

報告第14号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計補正予算（第1号））は、承認することに決定をいたしました。

これより日程第8、報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております報告第15号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第15号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

報告第15号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号））は、承認することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。13時から再開したいと思います。よろしく願いをいたします。議事の都合上、休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 1 時06分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は47人であります。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 報告第16号から日程第17 報告第24号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第9、報告第16号 平成15年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第17、報告第24号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類の提出についてまでを一括議題といたします。

市長の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

報告第16号 平成15年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。地方自治法第 213条の規定によりまして、大井・能郷林道開設事業、弾正小学校校舎増築事業、一色小学校校舎改築事業を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定により報告をさせていただくものでございます。

報告第17号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。地方自治法第 213条の規定によりまして、本巢処理区特定環境保全公共下水道根幹的施設工事委託業務を翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、地方自治法施行令第 146条第 2

項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

報告第18号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第19号 真正町土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第20号 糸貫町土地開発公社の経営状況を説明する書類について、報告第21号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、報告第22号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、報告第23号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、報告第24号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類の提出についての報告7件につきましては、いずれも関連がありますので一括説明をさせていただきます。各事業者の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、各担当部長より御説明をさせます。よろしく御審議くださいまして、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

報告第16号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、報告第16号の補足の説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、皆さん方の議案の資料の13という番号が右の下に打ってありますが、そこをお開き願いたいと思います。この議案書の13です。ごめんなさい。差しかえがしてあって番号が打ってないかもわかりませんが、14の前です。申しわけございません。

平成15年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書というものでございますが、まず農林水産業費でございますけれども、大井・能郷林道開設事業でございますが、今回、翌年度に繰り越しますのが3,170万2,000円ということで、内訳につきましては、工事費として3,160万2,000円、事務費として10万円でございます。財源の内訳でございますけれども、国が50%、それから県が事業費の25%ということで2,377万7,000円ということになるわけでございます。そうした中で、一般財源が792万5,000円ということの内訳でございます。

それから次に教育費の弾正小学校校舎増築事業でございますが、この部分の翌年度繰り越してございますけれども1億6,936万5,000円。この内訳として、設計監理委託料が136万5,000円、それから整備工事業費ですけれども、1億6,800万円ということになるわけでございます。そうした中で、国庫の負担金でございますけれども、これが7,610万5,000円。それから地方債、義務教育債でございますけれども、この借入れが5,960万円。そうした中で、一般財源として3,366万円ということになるわけでございます。

次に同じく教育費でございますけれども、一色小学校校舎改築事業ということで、繰越額が3億9,560万8,000円ということになりまして、この内訳としましては、消耗品費が19万2,000円、それから登記手数料が103万6,000円、それから設計監理委託料が378万円、それから施設の校舎改築事業費でございますけれども、これが3億9,060万円ということで、トータル3億9,560万8,0

00円を繰り越すということでございます。なお、財源の内訳でございますけれども、既収入特定財源としまして、これは学校の建築基金というのを持っておりますので、ここの基金で2億6,600万円の収入を見ております。それから国庫支出金でございますけれども、1億2,945万4,000円の歳入を見ております。それから、あと一般財源として15万4,000円ということになるわけでございます。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

日程第9、報告第16号 平成15年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、以上をもって報告を終わります。

続きまして、報告第17号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、平成15年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書を説明させていただきます。

事業名でございますが、特定環境保全公共下水道根幹的施設工事委託業務（本巢処理区）ということでございます。委託料といたしまして金額で2,200万円で、その翌年度繰越額が2,200万円でございます。その財源内訳といたしまして、国庫支出金が1,210万円、繰越額の55%となっております。地方債が890万円、一般財源といたしまして100万円ということでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

日程第10、報告第17号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、以上の報告をもって終わります。

報告第18号から報告第20号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長、説明。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、報告第18号から20号までの3案件について説明させていただきます。

まず初めに、報告第18号の本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出ということでございますが、この状況についての説明をさせていただきます。

本日提出いたしました平成15年度の決算書、それから事業報告、さらに平成16年度の事業計画及び予算につきましては、それぞれ公社の理事会において議決をいただいております。資料につきましては、お手元の方に経営状況説明書ということで、平成15年度本巢市土地開発公社決算等報告書と、それから2としまして、16年度の公社の事業計画と予算がつけてございますので見ていただきたいと思います。

内容につきましてはの詳細を説明させていただきますが、まず15年度事業報告の説明をいたしたいと思っております。

まず1ページをお開き願いたいと思っております。総括事項といたしまして、平成13年度に取得いたし

ました旧本巢町地内の公共下水道の終末処理場用地の一部の 4,885平米を本巢町へ売却いたしております。また、町村合併に伴いまして、真正町の土地開発公社、並びに糸貫町土地開発公社が保有しておりました土地の譲渡を受けるとともに、また名称変更に伴う定款の変更も行っております。

理事会につきましては、14年度の決算の認定、それから定款の変更、16年度の事業計画、また予算について議決をいただいております。以下につきましては、理事、監事さんの名簿が記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

それから行政官庁への許認可事項といたしましては、岐阜県へ定款変更に伴います認可申請書の提出でございます。また、理事さんの一部変更に伴います変更届けを実施しております。

次に2ページでございますが、土地の取得状況と処分の状況でございます。まず土地の取得でございますが、真正町の土地開発公社から真桑の小学校用地 1,000平米、また糸貫町の土地開発公社から屋井の工業団地造成事業用地 6,094平米の譲与を受けております。続きまして土地の処分といたしましては、旧本巢町の関係の公共下水道終末処理場用地 4,885平米を本巢町に売却いたしております。

次に3ページをお願いしたいと思いますが、借入金といたしましては、西濃信用金庫から公共下水道用地に対します借り入れ残高が2億 6,694万 8,958円とあります。また、下の表につきましては、年度末におけます公社の保有土地の明細になっておりますので、目を通していただきたいと思います。

次に、4ページからにつきましては決算の報告となっております。まず収益的収入及び支出でございますが、収入の事業収益につきましては、平成14年度から平成17年度までの4ヵ年計画で、旧本巢町へ、処理場用地の関係でございますが、分割売却する計画でございますが、15年度におきましては第2回目の売り払いということで半分が済むわけでございますが、これは旧本巢町からの売り払い収入の1億 3,347万 4,481円でございますが、これは面積にいたしますと 4,885平米の収入でございます。次に事業外収益の受取利息につきましては、定期、それから普通預金の利息 1,720円でございます。また、雑収益の48万円につきましては、公共下水道の用地取得にかかりました収入印紙代を旧本巢町から収入いたしております。

その下の支出の第1款の事業原価につきましては、先ほどの事業収益と同価格を事業原価として計上いたしております。また、第2款の販売費及び一般管理費の7万円につきましては、理事さんの報酬等でございます。

5ページの資本的収入及び支出につきまして説明させていただきますが、まず資本的収入の固定資産売却代金につきましては、資産の売却は行っておりませんので決算額はゼロでございます。

下の表の資本的支出、それから借入金の償還金につきましては、売却金額と同額を資金の借入先でございます西濃信用金庫への償還に充てております。

6ページの損益計算書の説明でございますが、1の事業収益と、それから2の事業原価等につきましては、旧本巢町への売り払いによります土地代金の収益でございます。

3の販売費及び一般管理費といたしましては、理事の報酬ということで7万円の事業損失計上を

しまして、それから事業外収益の48万 1,720円を差し引きまして、経常利益といたしましては41万 1,720円となるものでございます。

また、6の特別利益といたしましては、真正町の土地開発公社と糸貫町の土地開発公社から譲与を受けました土地の評価額が計上してございます。この内訳としましては、真桑の小学校用地の3,016万 7,875円と、それから屋井工業団地造成事業用地の 5,375万 7,178円でございます。合計額で 8,392万 5,053円というものが計上されております。その特別利益と経常利益を合わせました金額が、当期の利益として 8,433万 6,773円となっております。

7ページの貸借対照表の内訳でございますが、まず資産といたしましては、現金預金の 145万 296円と、それから公有用地の2億 9,711万 6,833円、それから未成土地の 5,375万 7,178円と、それから公社の資本金 500万円、合わせまして資産の合計といたしましては3億 5,732万 4,307円となっております。公有地といたしましては、下水道用地と、これは旧の本巢地域でございますが、これと真正地域の真桑小学校用地でございます。未成土地としましては屋井工業団地造成事業用地等でございます。

次に負債でございますが、これにつきましては、西濃信用金庫からの長期借入金として、あと残りが2億 6,694万 8,958円が負債となっております。

資本の部といたしましては、基本金で 500万円と前期繰越準備金で 103万 8,576円、当期の純利益が 8,433万 6,773円、合わせまして資本の合計としましては 9,037万 5,349円となるものでございます。負債資本合計いたしますと3億 5,732万 4,307円でございます。

次に、8ページの財産目録につきましては、これは今説明いたしました内容と同じでございますので、省略をさせていただきます。

次に、決算の附属書類等もつけてございますが、それぞれの内容等につきましては、今説明させていただきましたものと同様でございますので、非常に長くなりますので、これも省略させていただきますので目を通していただきたいと思います。

次に、平成16年度の公社の事業計画と予算につきまして簡単に説明させていただきます。

まずその中の1ページをごらん願いたいと思います。まず事業計画といたしましては、公有用地の売却事業といたしまして、処理場用地の一部 4,916平米を1億 3,347万 5,000円で本巢市へ売却するものでございます。これは旧本巢地域の処理場の用地でございます。これで今年度で3回目の売却でございます。あと1年分が残っておるわけでございます。それから屋井工業団地用地の除草管理経費といたしまして14万円を計上してございます。

次に2ページをお願いしたいと思います。予算でございますが、収益的収入では、本巢市への売却収益1億 3,347万 5,000円と預金利息でございます。また、収益的支出では、理事さん、監事さんの報酬と登記料、それからいざというときの弁護士さんの相談料等が計上してございます。

次に、3ページの資本的支出につきましては、屋井工業団地用地の除草管理経費として14万円と、借入金の償還金として1億 3,347万 5,000円、それから予備費として50万円を計上してございます。

以下4ページから12ページにつきましては、今説明しましたものと明細が一緒でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、本巢市土地開発公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

続きまして報告第19号でございますが、真正町土地開発公社の経営状況を説明する書類ということでございます。

本日提出させていただきました平成15年度の決算報告書、それから清算終了につきましては、清算人の皆さんに書面議決をいただいておりますのでございます。内容につきまして、まず平成15年度の決算報告の説明をさせていただきます。

まず1ページをお開き願いたいと思いますが、事業報告でございますが、平成15年度におきましては公社の解散手続業務を行っております。それから次回につきましては、14年度の決算の認定、それから15年度の事業計画及び予算、それから公社の解散、定款の変更、それから清算人の選任についての議決をいただいております。以下につきましては、理事さんとか監事さんの名簿が記載してございます。行政官庁への許認可事項といたしましては、岐阜県へ定款変更に伴います認可申請書の提出を行っております。

次に2ページをごらん願いたいと思います。土地の処分状況でございますが、真桑小学校用地の1,000平米を本巢市土地開発公社へ譲与いたしております。

次に、3ページからにつきましては決算報告となっております。収益的収入の公有地取得事業収益といたしまして、予算額3,016万8,000円を計上してございましたが、これにつきましては真正町から真桑小学校用地の買い戻しが行われなかったため、今回、決算額としてはゼロということでございます。また、事業外収益の受取利息につきましては、定期・普通預金の利息8,227円でございます。

販売費及び一般管理費の11万7,300円につきましては、理事、監事さんの報酬でございます。

次に4ページの損益計算書でございますが、6の特別損失といたしましては、真桑小学校用地分が3,016万7,875円を計上しております。その額と経常損失10万9,073円を合算いたしまして、当期の損失が3,027万6,948円となっております。

次に、5ページの貸借対照表でございますが、資本金と土地につきましては、それぞれ真正町と、それから本巢町土地開発公社に所属したものでございます。解散時点では現金預金として266万8,962円残っている状況でございます。

6ページ以降9ページにつきましては、これも今説明したものと内容につきましては同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、真正町土地開発公社清算終了ということでございますが、これにつきまして説明させていただきます。この公社につきましては、1月30日に解散をいたしまして、5月26日に結了をいたしております。解散時の財産総額につきましては、先ほど言いましたように266万8,962円ございましたが、清算期間中の支払いといたしまして、監事さんの報酬と、それから解散に係ります官報等への掲載料といたしまして10万2,020円がございました。それと、清算期間中に普通預金の

利息収入といたしまして12円がございました。差し引き残余財産の額としましては 256万 6,954円というふうになります。定款の第25条第2項の規定により、その額につきましては本巢市へ帰属いたしております。これは16年度の予算の雑入の方に入っておりますので参照願いたいと思います。

以上で、真正町土地開発公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第20号 糸貫町土地開発公社の経営状況の説明をさせていただきます。

きょう提出させていただきましたものにつきましては、真正町と同じように、平成15年度の決算等の報告書、また清算終了につきましては、先ほどの真正町の土地開発公社と同じように、清算人の皆さんには書面議決をいただいております。

内容につきましては、まず平成15年度の決算報告の説明をさせていただきます。

1ページをお開き願いたいと思いますが、事業報告でございます。平成15年度におきましては数屋工業団地内に調整池がありますが、ここに2ヵ所坂路の整備を行って、それからその調整池につきましては糸貫町に無償譲渡しております。また、公社の解散手続の業務も行っております。理事会につきましては、平成14年度の決算の認定、公社の解散、それから定款の変更、清算人の選任について議決をいただいております。以下、役員名簿等につきましては、下の表のとおりでございますので目を通していただきたいと思います。

2ページをお願いしたいと思います。土地の処分状況でございますが、調整池としまして1万1,233平米を糸貫町へ、それから屋井工業団地造成事業用地といたしまして6,094平米、これを本巢町の土地開発公社へ譲与いたしております。また、土地造成事業の状況でございますが、数屋工業団地の調整池の除草管理費として17万5,000円と、屋井工業団地造成事業用地の除草管理費として1万1,387円でございます。調整池の坂路整備としては235万2,000円を執行いたしております。

次に4ページでございますが、決算報告となっております。収益的収入の受取利息につきましては、定期・普通預金の利息として5万8,850円でございます。支出の販売費及び一般管理費の60万2,357円につきましては、理事、監事さんの報酬、それから一色小学校用地の不動産鑑定料等でございます。

次に5ページの資本的支出でございますが、これも前に説明させていただきましたことと同様でございますので、省略させていただきます。

6ページの損益計計算書でございますが、6の特別利益77万6,080円につきましては、数屋工業団地管理引当金を取り崩した金額でございます。また、7の特別損失の5,610万9,178円は、調整池の235万2,000円と、屋井の用地分として5,375万7,178円の合算額でございます。当期の損失といたしましては5,587万6,605円でございます。

7ページの貸借対照表でございますが、解散時点では現金預金として6,811万7,308円が残っている状況でございます。

8ページ以降13ページにつきましては、これも前に説明しましたものと内容につきましては同じ

でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、糸貫町土地開発公社清算終了について説明をさせていただきます。

この公社も、先ほどの真正町の土地開発公社と同じく、1月30日に解散いたしまして5月26日に結了いたしております。解散時の財産総額につきましては、6,811万7,308円でありましたが、清算期間中の支払いといたしまして、監事の報酬と解散に係ります官報への掲載料として9万6,886円がございました。また、清算期間中に定期預金、普通預金の利息収入といたしまして3万119円がございましたので、差し引き残余財産の額につきましては、6,805万541円となりまして、これにつきまして、先ほどと同じく本巢市に帰属をいたしております。

以上で、糸貫町の土地開発公社の経営状況の報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

日程第11、報告第18号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について、日程第12、報告第19号 真正町土地開発公社の経営状況を説明する書類について、日程第13、報告第20号 糸貫町土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上報告をもって終わります。

報告第21号から報告第24号までの補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長、説明。

産業建設部長（服部次男君）

それでは議長の命によりまして、報告第21号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

1. 法人の概要として、設立年月日、寄附行為に定める目的、事業内容、それから所管官庁に関する事項、役員等に関する事項が記載してございます。

2ページには、職員に関する事項が記載されております。

3ページをごらんいただきたいと思います。事業の実施状況といたしましては、野菜栽培講習会等4回が開催されております。そのほか、生産者及び業者を対象に表示義務規定の説明会等が開催されております。また、11月9日には織部の里もとすの秋の収穫祭が行われました。

5ページ以降に入らせていただきます。2として役員会等に関する事項について記載をしております。

6ページには、理事会、評議員会が各3回開催されておまして、その議事については記載のとおりでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。3. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移について御説明させていただきます。一般会計では、前期繰越収支差額3,898万5,000円に当期収支差額2,960万4,000円を加えまして、次期繰越収支差額は6,858万9,000円となっております。資産合計につきましては1億2,410万5,000円となっております。負債合計は469万9,000円を差し引きまして、正味財産は1億1,940万6,000円となりまして、前年度に比べまして2,955万円増加しております。

続きまして収益事業会計では、前期繰越収支差額 893万 9,000円、当期収支差額は一般会計へ4,800万円を繰り出してございまして、マイナスとなりまして 142万円を差し引き、次期繰越収支差額は 751万 8,000円となっております。資産合計につきましては 6,055万円となっております。負債合計は 4,566万 9,000円、これを差し引きまして正味財産は 1,488万 1,000円となりました。前年度に比べまして 179万 4,000円の減少でございます。

なお、織部の里の売上合計につきましては3億 4,130万円ございまして、前年度に比べて14.5%増となっております。また、この関係でレジ通過人数といたしましては約45万 6,000人ということになってございまして、前年度に対して1%の増というふうなふうでございます。ということで、8ページから21ページまでは決算報告でございまして、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録となっております。

24ページから32ページまでは平成16年度の事業計画並びに予算書でございまして、24、25ページにつきましては事業実施方針、事業の概要でありまして、前年度とほぼ同様の計画となっております。

26ページから最終32ページまでにつきまして、一般会計、収益事業会計とに分けて計上され、収入支出それぞれ1億 8,922万 8,000円という予算となっております。

以上で21号の補足説明とさせていただきます。

続きまして報告第22号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。温泉の利用者数、またはホテルの利用者数とも減少の傾向にございます。売り上げも約 2,220万円の減というふうになってございます。1ページをごらんいただきますと、まず1番、事業の概要につきましては、支出の削減、増収増益、社員教育、体質改善、組織改革のための会議等を実施しておられます。

4ページから5ページにかけては、会議の開催状況を記載しておりまして、理事会5回が開催されてございます。その理事会の議事につきましては、ここに記載のとおりでございますので、御一読願いたいと思います。

それから6ページにつきましては、役職員の異動について記載をしております。

7ページから19ページまでが決算報告でございまして、収支計算書の方からごらんいただきますが、一般会計で前期繰越収支差額はマイナスの 1,141万円。8ページの中段の上に記載してございますが 1,141万円となっております。当期の収支差額は68万 6,000円となっております。これを差し引きまして次期繰越収支差額はマイナスの 1,072万 3,000円となっております。繰越損失となります。資産合計につきましては、貸借対照表を見ていただきますと、資産合計は 7,549万 1,000円となっております。負債合計は 2,208万 7,000円、これを差し引きまして正味財産といたしまして 5,340万 4,000円となります。

22ページから30ページまでは平成16年度の事業計画並びに収支予算について記載してございます。事業計画においては、今年度もさらに工夫、改良を加えた計画とし、収入支出それぞれ4億

1,600万円の予算となっております。

以上で、22号の補足説明とさせていただきます。

続きまして報告第23号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、補足説明をさせていただきます。

まず事業報告でございますが、これにつきましてはNEOキャンピングパークでございます、冷夏と長雨の影響もございまして、売り上げは576万円余りの減少となっております。事業概要はここに記載のとおりでございます、2ページから3ページが年間の活動報告ということで記載してございます。イベント活動、その他広報、支援事業、それから研修活動等を記載してございますので御一読願いたいと思います。会議の開催につきましては、ここには記載してございませんが、理事会・評議員会合同会議を2回と、それから理事会1回が開催されてございます。

次に、4ページから8ページまでが決算報告でございます。4ページの中段下でございますが、前期繰越収支差額は921万7,000円となっております。当期の収支差額162万3,000円を加えまして、5ページの下の方の段に書いてございますが、次期繰越収支差額は1,084万円となります。貸借対照表で見いただきますと、資産合計は6,756万7,000円となっております。負債合計は616万3,000円でございます、これを差し引きまして正味財産は6,140万3,000円となります。

次に、10ページから14ページまでは平成16年度の事業計画並びに収支予算について記載をしております。事業計画におきましては、昨年度に実施いたしましたアンケートの結果も踏まえ、年間計画として収入支出それぞれ6,727万円の予算となっております。

以上で、報告第23号の補足説明とさせていただきます。

続きまして報告第24号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類の提出について、補足説明をさせていただきます。

まず事業状況報告でございますが、1ページから2ページが営業概況、3ページから4ページにかけては会社の概況、取締役及び監査役、売り上げ分析について記載しております。会議の開催状況については、取締役会3回と、株主総会が1回開催されてございます。議事の内容については、記載のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

当期の業績につきましては、売上高が7,724万5,000円、前年度比が6.3%の増でございます。利益・収益はマイナス233万7,000円、営業外収益が280万7,000円でありました。当期純利益は26万3,000円となっております。資産合計は2,794万5,000円となっております、負債合計につきましては1,075万1,000円、これを差し引きまして正味財産は1,719万4,000円でございます。

7ページから12ページまでが決算報告でございます、14ページから21ページにかけて平成16年度の事業計画並びに収支予算について記載してございます。事業計画については、顧客満足度100%を目標に掲げ、収入支出それぞれ8,600万円の予算となっております。

以上で、報告第24号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（村瀬 治君）

日程第14、報告第21号 財団法人織部の里もとすの経営状況を説明する書類について、日程第15、報告第22号 財団法人NEO桜交流ランドの経営状況を説明する書類について、日程第16、報告第23号 財団法人NEOふるさと財団の経営状況を説明する書類について、日程第17、報告第24号 株式会社うすずみ特産の経営状況を説明する書類の提出については、以上報告をもって終わります。

日程第18 議案第37号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第18、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 8人のうち、大堀洋子氏、三浦紀行氏、蜂矢敏氏の任期が平成16年9月30日付で任期満了となりますため、後任の候補者を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の御意見を求めるものでございます。

後任の候補者としましては、本巢市根尾松田 603番地の大堀洋子氏、昭和13年3月28日生まれでございます。次は、本巢市温井28番地4の今西良信氏、昭和14年6月10日生まれの方です。それからもう一人は、本巢市根尾大井1101番地の黒田妙子氏、昭和15年12月27日生まれの方でございます。よろしく御審議くださいますと、御推薦賜りますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

議案第37号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦については、可決することに決定をいたしました。

日程第19 議案第38号（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第19、議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

地域道路のネットワーク整備のために、市道の路線を認定し、あるいは廃止する必要がありますので、道路法第8条の第2項及び第10条第3項の規定によりまして御提案を申し上げる次第でございます。

詳細につきましては、産業建設部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようにお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

議案第38号 市道路線の認定及び廃止についての補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは命によりまして、議案第38号 市道路線の認定及び廃止について補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、右肩のページ18の表、それから右肩のページ19と20の図面をごらんいただきたいと思っております。

今回の認定でございますけれども、ページ19の認定路線の図面の赤色で示してございます西部連絡道路線の認定でございます。起点が本巢市小柿字野中 138番地先から、終点が本巢市山口字川西 5番5地先までの延長 9.7キロメートル、それから幅員が9.25メートルの認定でございます。この認定に伴いましては重複する路線、18ページの下段の15路線を一たん廃止いたしまして、そのうち、ページ18の上段の、19ページであらわしております青色でございますが、この12路線を再び認定するものでございます。結局、西部連絡道路を認定するに当たりまして重複しますので、一たんその重複路線を廃止しておいて、それから残る12路線を再び認定するものでございますので、そういうことでございますので、これで補足説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第20 議案第39号から日程第29 議案第48号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第20、議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についてから日程第29、議案第48号 本巢市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についてでございますが、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、本巢市都市計画審議会を置きますために本条例を制定いたしたいものでございます。

議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例についてでございますが、全部局の定期監査を実施するに当たりまして、監査期間の不足を生じておりますため、改正をいたしたいものでございます。

議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは地方公務員法災害補償法の一部改正に伴いまして、改正をいたしたいものでございます。

議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは地域情報化計画検討委員会設置要綱の交付に伴い、改正をいたしたいものでございます。

議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本巢市教育長の期末手当及び勤勉手当の加算割合を定めることによりまして、改正を必要とするものでございます。

議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部改正に伴い、改正をいたしたいものでございます。

議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布がなされましたので、これに伴いまして改正をいたしたいものでございます。

議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、非常勤消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されましたために伴って改正を行いたいものでございます。

議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございますが、印鑑登録証明事務処理要領の改正及び印鑑登録事務の実情にかんがみまして改正をいたしたいものでございます。

議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部改正に伴いまして改正をいたしたいものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についての補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは命によりまして、議案第39号 本巣市都市計画審議会条例につきまして補足説明をさせていただきます。

本条例は、都市計画法第77条の2第1項の規定によりまして、その権限に属せられた事項と、市長の諮問に応じた都市計画に関する事項を調査・審議するため制定するものでございます。その権限に属せられた事項とは、都市計画区域内の地域地区、都市施設の決定に関するものでございます。第2条は組織についてございまして、市議会の議員、識見を有する者、関係行政機関の職員のうちから、13名以内で市長が委員に委嘱することとしております。第3条は委員の任期。第4条では、特別専門の事項を調査・審議させるため、臨時委員、専門委員を置くことができることを定めてございます。第5条は会長の選任、第6条は会議、第7条は審議会の庶務、第8条は委任について規定しております。

この条例は、平成16年7月1日から施行することとしてございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（村瀬 治君）

議案第40号 本巣市監査委員条例の一部を改正する条例についてから議案第46号 本巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでの補足説明を総務部長に求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、議案第40号から46号までの条例の補足説明をさせていただきます。

まず議案第40号の本巣市監査委員条例の一部を改正する条例につきましてでございますけれども、この第4条第1項中でございます。これは定期監査がうたってあるわけでございますけれども、「毎年11月」とありますのを「毎年度監査委員が協議して定めるもの」に改めるということで、理由としましては、先ほど市長が提案理由で申し上げたとおり、監査期間に不足が生じるということで、このように改正をしたいというものでございます。ちなみに、他市町村の表現につきましても、このような表現で取り扱っているというようなことでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第41号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての補足でございますけれども、今回、第31条中「10万円」を「20万円」に改めるということでございますけれども、公務災害がありましたときに、届け出等、あるいは書類の虚偽とかいかなる偽った、あるいは応じなかったという場合についての罰則規定でございますけれども、これが「10万円」から「20万円」に改正をされたということでございます。これは、地方公務員の災害補償法の改正に伴って改正するものでございます。よろしくお願いをいたします。

それから議案第42号でございますけれども、本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては地域情報化計画検討委員会設置要綱が交付されることに伴いまして、今回改正をするということで、従来の「男女共同参画推進懇話会委員」の次に「地域情報化計画検討委員会委員」ということで、「日額 7,100円」を加えるというものでございます。

それから次に、議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては、提案理由のとおりでございますが、本巢市の教育長の期末手当及び勤勉手当の加算割合を定めることにより、改正をするというものでございます。

次に議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、これの補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、皆さん方のお手元の方に資料として本巢市条例改正の概要という資料がお配りしてあると思います。右下のところに13というナンバリングが打ってございますが、そこをお開き願いたいと思います。

本巢市税条例の一部を改正する条例新旧対照表、これによりまして御説明を申し上げたいと思います。

まず第24条関係でございますけれども、従来は「老年者」ということであったわけでございますけれども、今回「年齢65歳以上の者」ということで、ここで改正がされたというものでございます。

それから次に第3項でございますけれども、市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所を有する者に対しては、均等割を課さないということでありましたが、この部分が削除になったというところでございます。

それから次に第26条でございますけれども、この部分につきましては、表記しておりますように、「発行」を「発付」というふうに字句の改正でございます。

それから次の14ページでございますけれども、所得控除でございますけれども、これにつきましては、従来「老年者控除額」というのがありましたが、先ほどの改正に伴いまして、老年者控除というのが今後なくなるというところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから次に36条の4でございますけれども、これにつきましては、先ほどの字句の改正と同じですけれども、その「発行」という部分を「発付」というふうに改正というところでございます。

それから次の15ページでございますけれども、従来、特定の居住用財産の買いかえ等の特例の場合の譲渡損失の繰越控除というふうになっておったわけですが、今回、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除というものでございます。この内容につきましては、非常に長い条文になっておりますが、簡単に申し上げますと、従来は「特定」というのがついておりました。これはローンで家屋を購入し、新たにまたローンで買いかえたという場合、そういう場合の取り扱いですが、今後はローンじゃなくても、要するに自分の住んでいた家屋を買

いかえる場合というふうに変わったと。大きくそこが変わったということでございまして、ここに平成11年1月1日から平成18年12月31日までに個人が所有する家屋または土地で、その1月1日において所有期間が5年を超えるもの、そういう不動産を居住に供しなくなった、要するに住まなくなったという日から3年を経過するまでに、よそへ譲渡するということになるわけですが、譲渡してから、その譲渡した日の属する12月31日までに新しいものを取得した、あるいは取得の見込みというときにつきましては、その間の買いかえに対しまして損失がある場合については、ローンの残額が残っていると。要するに売却してローンの残額が残っている場合については、買いかえの方から差し引きをしますよと。損益通算ができますよということになるわけでございます。そういう条文の改正と。ただし、これにつきましては3,000万円以上の所得がある場合については該当しませんので、御承知おき願いたいというふうに思います。それが6条の関係でございます。

それから次にめくっていただきまして、6条の2、19ページでございますけれども、この部分につきましては特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除というのでございます。これはローンの設定をしてある住宅を売るということ。先ほどは買いかえですが、売った場合、そこに損失があった場合については、他の所得等の損益通算ができますよという規定でございます。これにつきましても、単なるローンで残っている額じゃなくて、当然その部分につきましては譲渡資産の対価、要するに価値を差し引いた残り、ローンの額全額じゃなくて、対価を差し引いた残りの部分の損益通算をすると、計算をするというものでございます。これがやはり3,000万円以上の所得のある方については適用除外ということになります。簡単に申し上げますと、以上のようなことになるわけでございます。

それから次に附則の第17条でございますけれども、22ページからでございますが、この部分につきましては、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例ということでございまして、この部分につきましては、従来、譲渡がありますと100万円という特別控除がございました。それが廃止をされました。その関係によりまして、市民税が従来は4%であったわけでございますけれども、今回3.4%に改正されたということでございます。それで今後の税率でございますけれども、従来、長期譲渡所得があった場合につきましては、市民税が4、県民税が2、国が20で、26%の税率であったわけでありましたが、今回の改正で、市が3.4、それから県が1.6%、国が15で、20%ということで6%低くなったということでございます。

それから次に17条の2でございますが、23ページの方でございますけれども、これも優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例、これにつきましても税率の改正がございまして、この特例でございますけれども、従来は4,000万円未満と4,000万円以上というような区分けがあったわけございまして、従来は4,000万円未満の場合は市民税が3.4、県民税が1.6、国が15で、全部の20%の税率でありました。それが今回2,000万円未満ということになりましたので、税率が変わりまして、市が2.7、県民税が1.3、国が10ということで、14%ということで6%低くなったということでございます。それから4,000万を超える場合でございますけれども、従来は4,000万を超えた場合、市は4%、それから県は2%、国は20%で、

26%でした。これが今回の改正で 2,000万円を超えるということで、市が 3.4、それから県が 1.6、国が15%で、20%ということで税率の改正がされたというものでございます。

それから、次に17条の3でございますけれども、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の特例ということでございますが、この部分につきましては、先ほどの11ページの方で、附則の第17条の第2項が削除されたということで条文が整理されたというものでございます。

それから、次に18条の短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例ということでございまして、短期所得でございますので、5年未満の取得した土地を譲渡したというものの税率の改正でございますけれども、まず一般の譲渡の場合ですけれども、従来は市が9%、県が3%、国が40%で、短期の場合は52%の課税がされておりましたが、今回は市が6%、県が3%、国が30%で、39%の税率に変わるというものでございます。それから国等への収用事業ということではなくて、国とかほかのところへの譲渡に対しての短期所得、譲渡所得につきましては、従来は市が4%、県が2%、国が20%で、26%でありましたものを、今回新しく税率の改正で、市が3.4%、それから県が1.6%、国が15%で、20%ということになるわけでございます。

それから、次に28ページの19条でございますけれども、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例というものでございます。これも税率の改正でございまして、従来は市民税が4%でありましたのが、今回の税率改正で3.4%に改正がされたということでございます。ちなみに、従来は株等の譲渡がされた場合の市民税の課税につきましては、市が4%、県が2%、国が20%で、26%でありましたが、今回の改正は市が3.4%、県が1.6%、国が15%で、20%ということに税率が引き下げられたということでございます。

それから、次に19条の2でございますけれども、29ページでございますが、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る市民税の課税の特例というものでございますが、これにつきましても同じように税率の改正がございまして、旧が市民税が3.4、県民税が1.6、国税が15、合計が20%であったものが、新しく市民税が2%、それから県民税が1%、それから国税が7%で、10%ということで引き下げがされたというものでございます。税率の改正でございます。

それから、次に20条の改正でございますが、30ページでございますけれども、特定中小会社が発行した株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例というものでございますが、この部分につきましては特定ということでございまして、ベンチャー企業等を特定というふうに言うわけでございまして、特定中小企業の会社が発行した株式を上場前に3年を超えて持っておいたということで、その後、上場がされたということで、3年以内に譲渡を行ったというときについて、ここで損失があった場合については、2分の1の控除が受けられるということでございます。要するに上場前の株と上場後の株の損失ということで、2分の1の特例が受けられると。3年以内というようなことになっておりますけれども、そんな改正でございます。

税条例については、以上でございます。

次に、議案第45号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてござい

ますけれども、これにつきましては損害補償の基準を定める政令の改正が行われました。そんな関係での改正でございまして、新旧対照表、32ページを見ていただきたいと思いますけれども、改正の趣旨等はここに書いてございますので省略をさせていただきますが、公務災害の最低額が日額9,000円であるわけでございますけれども、最低額は従来と変わりがございませんが、最高額の方につきましては、従来「1万4,400円」を「1万4,200円」に改正をするというものでございます。

また、5条の3項関係でございますけれども、それぞれ配偶者がある場合の加算額でございますけれども、これが「467円」から「450円」に改正がされるということで、少しずつ低くなってきたというものでございます。

それから9条の2第2項第1号から4号関係でございますけれども、障害とかそういう中におきまして疾病を受けた場合の介護の補償の改定でございますが、まず他人に介護を依頼している場合につきましては、常時介護が必要とする場合の月額改正でございますけれども、今までは「10万6,100円」でありましたのが、今回の改正で「10万4,970円」に改正がされた。それから随時他人の介護が必要という方につきましては、「5万3,050円」でありましたのが「5万2,490円」に改正がされたというものでございます。また、家族で介護を行っている場合の補償でございますけれども、これにつきましては、従来、常時介護が必要とする場合につきましては「5万7,580円」が「5万6,950円」に、それから随時介護が必要の場合については「2万8,790円」を「2万8,480円」というような改正になったというものでございます。

それから別表がついておりますけれども、次の資料の33ページでございますけれども、団員の公務による損害補償の補償基礎額の改正でございますけれども、団長及び副団長、10年未満の方につきましては「1万2,600円」でありましたのが「1万2,470円」、あと以降、この表に示したようなとおりそれぞれ引き下げられたということでございます。それぞれ、あとは階級別で表記をしております。以上でございます。

それから次に、議案第46号の本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、これは本文の議案書の方を見ていただきたいと思います。42ページ、右肩に42と書いてあるところでございますけれども、これにつきましてはそれぞれ額がアップされたというものでございまして、まず右肩の縦に別表中とありますね。上の別表中を下の表に改めるということで、縦に見ますのが団長、副団長、分団長、副分団長、それから部長及び班長、団員というふうに区分けをします。それから横に見ますのが、5年以上10年未満、10年以上15年未満、5年区切りの年数で表示をしております。これは条例を見ていただければ一番よくわかると思いますが、ここには表だけです。そういう見方をしていただきたいという中で、まず団長の場合、従来は「18万7,000円」でありましたのが「18万9,000円」と、2,000円のアップということになるわけでございます。これが退職報償金の改正でございます。すべてこの表は全部2,000円アップという改正でございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。3時から再開したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午後2時38分 休憩

午後3時00分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は47人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてと、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正の通知を受けまして、本巢市印鑑条例の一部を改正するものであります。内容といたしましては、第4条において、印鑑登録申請者が運転免許証やパスポートなど本人の顔写真つきの書類を持たない場合、後日、本人あてに郵送等の方法によりまして文書により照会をいたします。その回答書に加えまして、市長が適当と認める書類、例えば健康保険証、各種年金証書などの本人確認ができるものを持参していただくこと。また、必要に応じ、適宜口頭で質問ができるということ、及び第8条で、新たに印鑑登録証の再交付についての規定を設けるものであります。

続きまして、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

先ほど総務部長から税条例の改正の説明がございまして、その中でもお話がありましたように、長期譲渡所得に係る特別控除 100万円分が廃止されたことによりまして、国民健康保険税の所得割額の算定について特別控除が適用されなくなるとの改正であります。なお、この改正は平成17年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであります。以上でございます。

日程第30 議案第49号から日程第32 議案第51号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第30、議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定についてから日程第32、議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定についてでございますが、過疎地域自立促進特

別措置法附則第5条及び第7条の規定に基づきまして、当該合併市町村の区域のうち、当該市町村の合併が行われた日の前日において特定市町村の区域であった区域を特定市町村と指定いたしますため、合併前の根尾村の区域において、計画期間を平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする過疎地域自立促進計画を策定いたしたいものでございます。

次に議案第50号 本巢東辺地に係る総合整備計画の策定についてでございますが、合併に伴い、合併前の本巢町の東辺地において、新たに計画期間を平成16年度から平成20年度までとする本巢東辺地に係る総合整備計画を策定いたしたいものでございます。

議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定についてでございますが、合併に伴い、合併前の本巢町の金原辺地について、新たに計画期間を平成16年度から平成20年度までとする金原辺地に係る総合整備計画を策定いたしたいものでございます。

詳細につきましては、企画部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（村瀬 治君）

議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定についてから議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定についてまでの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定についての補足説明をさせていただきます。

過疎地域市町村の指定につきましては、人口の減少率、また若年者比率、それから高齢者比率の人口要件と、平成8年度から平成10年度の3カ年の平均の財政力指数が0.42以下ということで該当していることが要件となります。合併前の根尾村につきましては、この財政力指数が1.006ということであったために過疎地域には指定されずに、経過措置によりまして平成12年度から16年度までにつきましては特定市町村というふうにされておりました。今回、過疎地域自立促進特別措置法の附則第7条の規定に基づきまして、今年2月1日付で合併の日の前日において特定市町村であった区域として、本巢市の区域のうち旧根尾村の区域が地域指定されたために、旧根尾村の区域について本巢市の過疎地域自立促進計画を策定しまして、議会の議決を求めるものでございます。また、計画期間につきましては、特別措置法の規定によりまして平成12年度から16年度に限るとされているために、16年度の単年度の計画となります。これの過疎債につきましては、事業費の充当率につきましては100%、それから交付税の算入率、これは基準財政需要額でございますが、これが70%というような有利な地方債でありますので、この発行につきましては、合併に伴いまして負債算定の結果、平成16年度に限り過疎債の発行を受けるものとなるものでございます。

では、提出させていただきました過疎地域自立促進計画につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料といたしましては、事業計画の箇所等については、別添資料1の旧根尾村管内の管内図に位

置等が示してございますので参照願いたいと思いますし、計画書もあわせて見ていただきたいというふうに思っております。計画期間につきましては、先ほど言いましたように平成16年4月1日から17年3月31日ということで、今年度、16年度の1ヵ年の計画でございます。

まず基本的な事項といたしまして、旧根尾村につきましては、山間地で気候も寒冷、また積雪が多くて厳しい自然条件でございます。交通体系の整備のおくれもありまして、人口の流出が続き、高齢化と少子化が大きな問題となっております。このために、昭和45年以降、各過疎計画に基づきまして交通・通信体系の整備、また社会教育施設の整備、それから地域資源を生かした産業の振興等を図ってまいりました。特に近年、地域の活性化を図るために、うすずみ温泉を活用したNEO桜交流ランドなどの観光施設を整備した結果でございますが、年間50万人もの交流人口を見込めるようになってきております。それから全体的な人口につきましては、中部電力の国の水力発電所の工事に伴いまして人口減少は横ばい傾向にありましたが、平成7年度以降につきましては人口の減少率が高くなってきております。また、高齢者比率等につきましても33.8%と、3人に1人が65歳以上の高齢者というふうになってきております。財政状況につきましては、平成7年の国の水力発電所の完成に伴いまして固定資産税の収入が大きく、財政力指数につきましては0.859と、県平均が0.411ということになってきておりますが、これを大きく上回っております。今後新たな視点に立ちまして、観光資源の活用や、それから生活環境施設の整備、それから交通体系の整備などによりまして、当地域の活性化を図り、魅力あるふるさとづくりを目指すものでございます。

それから具体的な事業計画といたしましては、この資料の計画書の8ページに載っておりますが、当地域は総面積の95%を山林が占めているということから、林業の基盤整備として、林道の大井・能郷線の開設事業、それから猫峠線ほか4路線の林道の改良事業費を上げております。

それから交通通信体系の整備といたしましては、11ページに載っておりますが、市道の4路線の改良、それから桜橋の歩道の整備、また谷汲村横蔵に通じます水鳥・横蔵林道ののり面の改良、また自主運行バスの購入、1台でございますが、購入を計画しております。

それから生活環境の整備といたしまして、これは13ページに載っておりますが、樽見簡水の拡張工事、それから神所簡水の改良、下水道の整備、また消防自動車等の購入の計画などを現在しております。

それから次に福祉と医療対策といたしまして、生きがい対策などのソフト面の推進とか、それから社会福祉施設などの効率的活用や人材確保を図るため、緊急医療の確保、各種要望、検診事業業務、それから訪問指導などの充実に努めていくものでございます。

教育の振興につきましては、16ページにありますように、根尾小学校の大規模改修、それから多目的広場の整備等の計画をしているということでございまして、それから地域の文化の振興として淡墨桜の保護事業の計画をしております。

また、集落の整備につきましては、みどり団地の分譲により定住の促進を図るほか、またイベントなどを開催いたしまして、都市住民との交流の場づくりを進めていくということでございます。

以上が、根尾村の区域におけます過疎地域自立支援計画を策定して、当該地域の活性化を図るも

のでございます。参考まででございますが、これの総事業費といたしましては約10億円ということで、16年度の予算にはほぼ網羅されておるといふふうに聞いておりますが、この額につきましては枠どりという兼ね合いもありますので、多少なり余裕を見た数字になっております。約10億円の計画でございます。以上でございます。

続きまして議案第50号でございますが、本巢東辺地に係る総合整備計画の策定についてでございます。これについての補足の説明をさせていただきます。

まず辺地の指定の關係の意味につきまして簡単に説明させていただきますが、この辺地につきましては、交通の条件、また自然的、経済的、文化的な諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活・文化水準が著しく低い地域で、辺地の地域の中心から駅とか停留所、小・中学校、また医療機関などへの距離とか公共交通機関の状況などについて、算定されましたへんぴな程度を示します辺地度点数がありますが、辺地度点数が100点以上であって、公共的施設を整備することが特に肝要な地域であることが条件となってきます。現在、本巢地域におきましては本巢の東辺地、それから金原辺地、それから根尾地域につきましては根尾の東辺地、また根尾西辺地というような四つの辺地がございますが、根尾地域につきましては現在協議中でありまして、また先ほどの過疎の方でも来ますので、今回につきましては本巢地域の東辺地と金原辺地について、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律の第3条第1項の規定に基づきまして総合整備計画を策定いたしまして、当議会の議決を求めるものでございます。

では、提出させていただきました東辺地の総合整備計画につきまして御説明させていただきますが、この辺地の区域とか事業計画等につきましては別添の資料にということで、管内図に区域を記したものを出示させていただいておりますので参照願いたいと思います。

この本巢東辺地の区域につきましては、本巢市の木倉、川内、長谷、それから木知原の一部の区域でありまして、計画期間につきましては、平成16年度から平成20年度までの5ヵ年計画で進めるものでございます。この辺地度点数につきましては165点というふうになっております。

この整備計画の事業といたしましては、市道の整備といたしまして、本巢3014号、これは旧長谷線でございますが、これの改良事業で舗装工として事業費が7,000万円。それから林道の整備といたしまして、県施行の宮谷・金坂線の開設事業に伴います立木補償でございますが、これが600万円を計画しております。それから飲料水の供給施設といたしまして、金原、木倉、川内の各簡水が水源池を持っておりますが、これの各簡水を統合するための外山簡易水道整備事業というものでございます。それと水量の拡張ということで、木知原簡易水道の關係も入ってきております。総事業費といたしましては13億1,311万8,000円ということになっておりますが、このうち本巢東辺地に係ります事業費といたしましては6億2,408万8,000円ということになっております。それから消防施設といたしましては、川内地域へ配備を予定しております小型動力ポンプ積載車の購入として330万円を計画しております。そのようなことを計画いたしまして、市民の安住と、それから地域の安定等を図りまして、地域の格差の是正を図るものでございます。

参考まででございますが、この辺地債につきましては、事業費の充当率につきましては100%充

当でございます、元利償還に対します普通交付税の算入割合につきましては80%と、一番高い、有利な起債ということになっております。ここの中で大きなものにつきましては、外山簡水の統合簡水ということでございますが、これにつきましては、本巢町時代から昭和62年には本巢町の水道の整備基本構想等を策定いたしまして、いろいろ統合とか改修等について構想を立てておりました、それ以後、金原簡水、木倉簡水等については非常に水量不足を来しておりますので、その間に本管等の改修工事等はなされてきております。それから平成14年11月に県とのヒアリングを行いまして、現在の統合簡水についての認可等について、その段階でことしの1月に一応認可申請を行いました。それから2月2日付で認可書を受け取ってきております。そんなようなことで、今回、東辺地の総合整備計画を提出させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、続きまして議案第51号でございますが、金原辺地の総合整備計画の策定についてでございます。

図面としましては、同じものに表示してございますので見ていただきたいと思います。まず先に図面を説明させていただきますが、赤く区域が仕切っております。上側の方が、これから説明いたしますが、金原辺地ということでございます。それと、その下に赤く枠で仕切っておりますが、これが本巢東辺地。これが川内、木倉、それから下の方へ行きますと木知原地域の一部、長谷でございます。そして緑色で囲ってある区域でございますが、これが外山簡易水道の施設整備事業関係の区域、下につきましては木知原簡水の区域ということでございます。それから下の方にずっと青く表示してございますが、これが先ほど言いました町道の長谷線ということでございます。そんなようなふうで見ていただきたいと思います。金原辺地につきましては、計画期間につきましては16年度から20年度ということで、先ほどのものと同じく5カ年を計画しております。この内容につきましては、整備計画の事業といたしましては、飲料水の供給施設として、先ほどの東辺地と同じようなことで、金原、木倉、川内の各簡易水道を統合するため、外山簡易水道整備事業の総事業費6億5,610万5,000円のうち、金原辺地に係る事業としましては1億8,175万7,000円というものを計画しております。この主な事業としましては、配水池の築造工事等が主でございます。この東辺地も金原辺地も、大きいものについては簡易水道等の統合が一番大きなものになってくると思います。これについての事業費は、今言いましたように、配水池を1カ所に設けて、そこから金原、それから東辺地の方の川内、木倉の方へ給水するというので、それに伴います水源地の改修も一部、3地区で改修の計画もあるということで、そういう計画を5カ年で行っていくというものでございますので、よろしく御審議のほどお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

日程第30、議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。
議案第49号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第49号 本巢市過疎地域自立促進計画の策定については、可決することに決定をいたしました。

日程第31、議案第50号 本巢東辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、どうぞ。

46番（鵜飼静雄君）

先ほどの件と、ある意味では一緒かもしれませんが、この計画で相当多額の事業費が組み立てられておりますが、こうしたものについて、合併協議の中で調整、あるいはすり合わせがなされてきているのかどうなのかということをまずお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（村瀬 治君）

企画部長、答弁。

企画部長（高橋武夫君）

合併協議の中では、こういう数字については協議されておられません。実際協議会には出しておられません。事務サイドについてのこういう計画については順次進めてきておるということで、大きな主要事業については、合併協でも、例えば西部の連絡道路とか、そういう部分の事業費については計画に上げられておったと思いますが、これの件については合併協には上げておられません。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今の件で言うと合計7億余りになりますね。これだけのものが合併協の中で協議をされてこなかったということになると、合併協議会で策定されてきた財政計画等に影響を及ぼしていくというようなことはありませんか。これは企画部長が答弁するのが妥当かどうかはおきまして、だれでも結

構ですが、全体に財政計画ができておるわけですが、これだけのものだと、ある程度の影響が出るを得んのではないかなあというふうに思うんですね。合併協議会の全体として図られたか、あるいは事務局サイドで調整されたかどうか、それは置いておいても、どこかできちんと図られておれば、それが財政計画に反映されてくるだろうと思うんですが、それが無いということであれば何らかの影響を及ぼすだろうと私は想像するんですが、いかがでしょうか。

議長（村瀬 治君）

企画部長、答弁。

企画部長（高橋武夫君）

新市の建設計画の中で、項目的には何々事業とかそういうものは上げてございませんが、ばくつとした全体的な関係ではこういうものについては、前からの継続事業もございますし、発生したのもございますけど、建設計画の中にはそうしたものは上がってきておるというふうに解釈はしておるんですが、事業別に幾らということではないわけですが。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

最後の質問です。

46番（鵜飼静雄君）

今のは答弁になっていないんで申し上げておきますけれども、財政計画に影響はないかということをお願いしているんで、その答弁をお願いします。

議長（村瀬 治君）

市長。

市長（内藤正行君）

ただいまの鵜飼議員の御質問でございますが、これらの諸事業につきましては、一応全部各旧町村から持ち上げて建設計画の中で読み込んでおります。ただ、この辺地債を使うか、あるいは特例債を使うか、あるいは根尾の税の不均衡是正を充てるか、そういったところまでは詰めてありませんが、全体の向こう10年間の事業計画の中には盛り込んであるというふうに思っております、これを取り入れながら今後財政運営をしてみたいと、このように思っておる次第でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

確認をしておきますけれども、事業計画に盛り込んであると。だから、当然、財政計画にはそれが反映されていると。10年間の財政計画をつくられて、その中にこの事業は総額としては何らかの形で組み込まれているから、ほかに影響を及ぼすということはありませんという意味ですね、言われたのは。この点だけ確認しておきます。

議長（村瀬 治君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

そのように何とか頑張っていきたいということでもあります。ただ、財源の情勢がいろいろ変わってきますと問題が出てきますが、今のところそういう見込みで、この方向で頑張っていきたいというふうに思っております。

〔「財政計画に入っておるかどうかということ聞いておるだけ」と46番議員の声あり〕

財政計画の中に一応入れてあるわけでありませう。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、川村君。

47番（川村高司君）

今の市長の答弁ですが、本巣地域で過去に辺地債等の扱いを経験してきた者として、この80%の起債の補助という、言ってみると非常に甘い制度になっているということで、どうしても財政が厳しい場合はこれに頼ってくるという経過を過去にとってきたことを経験しています。今の鵜飼議員とのやりとりの話の中で、やはりこの数字がきちっと中に組み込まれていないと、いわゆる二重計画になる可能性があるという点で、今の市長の答弁については、その二重計画の一番基本のところの答弁が欠けていたように思います。もう一度、その点の答弁をお願いします。

議長（村瀬 治君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

川村議員の御質問に対してでございますが、これは辺地債ということで計画するわけでございまして、いろんな財源の中では大変有利な起債でございますので、この辺地債をこの分につきましては当然充当していくという考え方で進めてまいりたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、川村君。

47番（川村高司君）

先ほどの鵜飼議員もストレスがたまっただと思うんですが、一番肝心の計画の二重性についてあるのではないかと。その問題についてきちっとした整理がされていないと、基本計画と、今言ったような総合的な計画とのいわゆる乖離が生ずる。先ほど質問で言いましたように、非常に有利な起債であるために、財政が厳しくなると、これをややもすれば使っていくということになると、当初の計画よりもこうした辺地債に頼った計画がどうしてもやりやすいということで、その点で事業を進めていく。かつて本巣地域の場合もそういう傾向がありました。そのとき感じたのは、どうしても

山間部の計画が先行して、いわゆる住家密集地の計画が手薄になるというような問題もありましたが、それも含めて計画というのは一本で考えないと、市民からも我々議会からも正当な評価ができないという点で、もう一度、時間をかけて結構ですが、答弁をいただきたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

企画部長、答弁。

企画部長（高橋武夫君）

先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、計画性とかいろいろ今御質問をさせていただいておりますが、この旧本巢の関係におきましては基本構想の策定を62年に行いました。それから平成14年度、3年ほど前ですが、14年度におきましては、先ほど言いましたこの計画についての国・県とのヒアリング等も行ってきております。その中でまとまりまして、平成16年度、ことしの1月の初めに一応認可申請を行いまして、合併間近でございますが、2月2日にその許可を受けているような事業でございます。そのようなことで有利な起債ということで、これから財政等については当然こういうものがあればこれで進めていくというのが本旨でございますので、また地元、旧金原地内、木倉地内、川内地内、ここについては水源について非常に苦慮している区域でございます。そんなようなこともございまして、できる限り早い時期にこの計画を遂行して安定した飲料水の供給をしたいというのがねらいでございます。二重計画にならないかということでございますが、そういうことには絶対ならないように、今後の計画には十分配慮していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いします。

議長（村瀬 治君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 本巢東辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

議案第50号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第50号 本巢東辺地に係る総合整備計画の策定については、可決することに決定をいたしました。

日程第32、議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決します。
議案第51号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第51号 金原辺地に係る総合整備計画の策定については、可決することに決定をしました。

日程第33 議案第52号から日程第39 議案第58号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第33、議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算についてから日程第39、議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 162億 5,000万円といたしたいものでございます。詳細につきましては、助役が御説明を申し上げます。

議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてでございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億 6,000万円で、施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億 4,500万円でございます。

次に議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ32億 4,300万円といたしたいものでございます。

議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億 5,000万円といたしたいものでございます。

議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億 9,000万円といたしたいものでございます。

議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億 2,300万円といたしたいものでございます。

議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては3億 9,346万 1,000円でありまして、資本的収入につきましては2億 9,281万 1,000円でございます。また、資本的支出は3億 9,698万 4,000円といたしたいものでございます。

以上、議案第53号から議案第58号につきましては担当部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますし、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算についての補足説明を助役に求めます。

助役。

助役（高木 巧君）

それでは命によりまして、平成16年度本巢市一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。大変分厚い資料の中で、特に厚い資料が一般会計の資料でございます。よろしゅうございますでしょうか。

まず1ページでございますが、歳入歳出予算の総額につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございますし、款項の区分等につきましては第1表に記載のとおりでございます。

次に、第2条で債務負担行為についての記述がございますけれども、これにつきましては第2表のとおりでございます。

それから第3条関係で地方債、これが第3表。

第4条で一時借入金、これにつきましては最高額を5億円としたいということでございます。

5条関係で歳出予算の流用をお願いするわけでございますが、これにつきましては歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、2ページをお開きいただきたいわけですが、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係りますところの予算額に不足を生じた場合におきましては、経費の各項の間の流用をお認めいただきたいということでございます。

3ページが第1表の歳入歳出予算でございますが、これにつきましては後ほど事項別明細で詳細に説明をさせていただく予定であります。

それから10ページをお開きいただきたいと思います。第2表 債務負担行為でございますが、1、2につきましては、資金融資の関係の利子補給の必要が生じた場合の期間及び限度額を定めておるものでございますし、それから三つ目が、新たに本巢中学校の改築事業につきまして、本年度から2カ年の継続事業によるものでございます。

次に3表 地方債でございますが、起債の目的に記載のとおり、6種類の起債を予定いたしておりますし、それぞれ限度額等を記載したものでございます。

それでは事項別明細の方へ入りますが、16ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入で

ございます。歳入のうち、市税のうち市民税につきましては、個人、法人を合わせまして13億 7,000万円余の収入を見込んでおります。

同じく市税で、固定資産税につきましては、二つの税目で38億余でございます。

以下、軽自動車税、それから市たばこ税、特別土地保有税、入湯税等が市税の項における明細でございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。こちらが地方譲与税のうち所得譲与税、それから自動車重量譲与税、その下に地方道路譲与税、この3税が地方譲与税の内容となっております。

それから19ページの下でございますが、真ん中あたりに大きなものとしたしまして地方消費税交付金がございます。金額につきましては3億 3,200万円ということで予定をいたしております。

20ページをお開きいただきたいと思います。20ページの真ん中あたりに地方交付税が計上してございますが、これにつきましては23億 1,600万円を予定いたしております。

21ページの二つ目の枠のところで、使用料及び手数料のうち使用料につきましては、22ページに計欄がございますが、22ページの真ん中少し下でございますけれども、2億 3,500万円余を予定いたしております。これが使用料でございます。

次に手数料でございますが、これにつきましては四つの手数料のそれぞれ金額が計上してございますが、計欄の1億 2,600万円余ということでございます。

その下、国庫支出金のうち国庫負担金につきましては、24ページに計欄がございますが、三つの負担金、トータルで5億 4,300万円余と。

それから同じく国庫支出金の中の国庫補助金、これにつきましては25ページの真ん中あたりの計欄4億 716万円ということで予定をいたしております。

26ページをお開きいただきたいと思います。こちらが県支出金の中の負担金につきましては、計欄で7,600万円余。

それから県の補助金につきましては、いろいろなものがございますが、その合計は、少し飛びますが30ページをお開きいただきたいと思います。30ページの中ほどに、県補助金の計6億 5,100万円余を見込んでおります。

それから33ページをお開きいただきたいと思います。33ページの上から二つ目の枠でございますが、繰入金といたしまして、まず基金からの繰入金としましては、財政調整基金繰入金を11億 8,000万円、それから減債基金繰入金が4億 4,000万等でございますが、その計は18億 2,000万円ということで予定をいたしております。

その下の繰越金でございますが、4億 9,797万円でございます。

35ページをお開きいただきたいと思います。二つ目の枠でございますが、諸収入のうち雑入でございますけれども、これは各種の負担金でございますが幾つもございます。その合計は、38ページをお開きいただきたいと思います。38ページの上の枠の計5億 2,800万円余。

それから、その下の市債につきましては6種類の起債を予定しておりますが、先ほどの説明と若干ダブる部分がございます。

それから歳出へ移りますが、39ページでございます。まず議会費でございます。議会費の真ん中あたりに旅費がございますけれども、早速この定例会後に常任委員会の皆さん方が県外の先進地の視察をしていただきます費用等を特別旅費として計上させていただいておりますし、議会関係の費用弁償がその上でございます。

それから41ページをお開きいただきたいと思います。総務費へ移りますが、総務費の総務管理費、真ん中あたりですけれども委託料が計上されております。そのうち説明の欄に 003と書いてございますが、職員健康診断委託料で 890万円余。これにつきましては、従来民間委託をしておりましたものを、特に40歳以上の職員に限りまして、根尾の診療所で診断を受けることにより、診療所の収入をふやしていこうというようなもくろみがございます。

それから42ページをお開きいただきたいと思います。真ん中あたりに文書広報費がございますが、そのうち三つ目の委託料の上から二つ目、ホームページ関係で 115万円と 315万円をお願いしたいと考えておりますが、これは市のホームページの作成委託、あるいは毎月の更新のための委託料でございます。

それから44ページをお開きいただきたいと思います。同じく総務管理費のうちで、説明欄の上から八つか九つ目あたりに警備委託料 2,230万円余が計上してございますが、これは糸貫分庁舎、それから真正分庁舎、根尾総合市庁の各それぞれその庁舎の夜間警備に係りますところの委託経費でございまして、各 1 名を予定いたしております。それからその下に工事請負費がございますが、二つ目の糸貫分庁舎改築工事 500万円。これにつきましては、雨漏りによる天井等の緊急改修費ということで予定をしておるものでございます。

次に45ページへ移ります。総務管理費のうちの委託料でございますが、ちょうど真ん中あたりに委託料がございますけれども、そのうちの下から二つ目、総合計画策定委託料、これにつきましては、新市建設計画に基づきまして平成16年度及び17年度で総合計画策定のための種々の調査委託料でございます。それからその下にコミバス運行委託料 1,500万円をお願いするものでございますが、これはコミバス 2 台、10月運行を予定しておりますが、10月からの 6 ヶ月分を計上いたしておるものです。それから、その下に工事請負費で 720万円。これは駐車場整備工事ということでございますが、これはコミバスの交通拠点となりますみどり公園西の駐車場の駐輪場、あるいはバスの転回場、そういった活用を図るための整備工事費でございます。その下に備品購入費で 4,855万円。自主運行バスと書いてございますが、これにつきましては暫定でお認めいただいておりますコミバス 2 台分と、新たに根尾地域で自主運行バス 1 台を更新するための費用として見込んでおるものでございます。それから46ページをお開きいただきたいと思います。説明欄の真ん中あたり、公課費の上でございますが、樽見鉄道運営維持費補助金 1,819万円余を計上させていただいております。これは鉄道の経営安定を図るために、樽見鉄道の前年度経常損失の 2 分の 1 に市負担分を乗じたものの数字でございます。

それから真ん中あたりの目の電算管理費のうち、報酬が一番上でございますが、これは金額が小さいでございますけれども、地域情報化計画検討委員会を設けるに当たりましての委員報酬というこ

とで、10名以内で年3回程度の委員会開催を計画するその費用でございます。

それから47ページへ移ります。47ページの自治振興費のうちの上から二つ目、報償費でございますが、自治会長さん等の報償で2,500万円余。それから旅費につきましては340万円余を計上しておりますが、これは自治会長さん方々の先進地視察研修旅費でございます。それから、その二つ下に負担金、補助及び交付金の関係で、上から三つ目に463と書いてございますが、地区集会所整備補助金2,200万円余を計上させていただいておりますが、これは改築に伴うものが3カ所、それから建築が2カ所、備品購入が1カ所を予定いたしております。

それから、その下に目で交通安全対策費がございますが、そのうちの役務費でチャイルドシート保管手数料55万6,000円を計上させていただいております。金額は大変小そうございますが、これはチャイルドシート貸出事業を実施するものでございまして、チャイルドシートのリサイクルを図る、その保管場所及びクリーニング代等の費用でございます。それから一つ飛びまして、工事請負費1,000万。交通安全施設工事ということで計上をさせていただいておりますが、これは道路の反射鏡とか防犯灯、それから道路標識等の設置及び区画線工事費を見込んでおるものでございます。

しばらく飛びますが、50ページをお開きいただきたいと思っております。これが総務費の徴税費の賦課徴収費でございますけれども、上から三つ目の委託料のうち、真ん中から少し下に鑑定評価委託料1,200万円余を計上させていただいておりますが、これは来年度の評価替えに伴いますところの土地鑑定委託料でございます。二つ飛びまして、固定資産評価統一作業委託料で2,000万円余が計上されておりますが、これは根尾、本巢におきまして旧町村境の評価の統一化を図るための経費で、外部委託するものでございます。

それから51ページの一番下でございますが、使用料及び賃借料のところでは戸籍電算システムリース料ということで1,600万円余を計上させていただいております。これは各分庁舎におきまして戸籍発行ができるシステムを借り上げるに必要な予算でございます。

それから53ページをお開きいただきたいと思っております。総務費の選挙費でございますが、参議院議員選挙、ここで2,200万円余を計上させていただいておりますが、これは7月11日執行の参議院議員選挙の選挙費用でございます。

同じく、その下に知事選挙費ということで2,200万円余を計上させていただいておりますが、これは来年2月執行予定の県知事選の費用を計上させていただいたものでございます。

それから56ページをお開きいただきたいと思っております。56ページの二つ目の枠に、目で指定統計調査費で報酬が590万円余計上されておりますが、これは商業統計、あるいは事業所・企業統計、サービス業基本調査等、各種の統計調査が予定されております。その報酬を見込んだものでございます。

それから58ページをお開きいただきたいと思っております。58ページの上の方に委託料というのがございますが273万2,000円。そのうち地域福祉計画策定委託料ということで269万円余を計上させていただいておりますが、これは市民の福祉に対する意識調査及び地域住民会議の資料作成及びそのまとめを外部委託するものでございます。その費用でございます。

続きまして60ページをお開きいただきたいと思います。60ページ、これは障害者福祉費のうち、委託料の欄の上から五つ目に 060と書いてございますが、授産施設運営委託料 3,400万円余を計上させていただいておりますが、これはほたる、みつば、杉の子の各施設の運営委託料でございます。61ページをごらんになっていただきたいと思いますが、ここに二つ目の節で扶助費というのがございます。そのうち二つ目の身体障害者見舞金 430万円余がございますが、これは合併調整によりまして全市に拡大実施するものでございます。それから二つ飛びまして、施設支援費ということで1億 3,200万円余を計上いたしておりますけれども、これは知的障害者施設への支援、あるいは身体障害者施設への支援ということで考えておるものでございます。

それから62ページをお開きいただきたいと思います。老人福祉費でございますが、老人福祉費の節で上から三つ目、報償費、長寿祝い金 434万円を計上させていただいております。これは合併調整によって支給拡大するものでございまして、ちなみに 100歳の方には50万円、米寿の方には3万円を祝い金として交付を予定しておるものでございます。それから63ページの真ん中あたりに負担金、補助及び交付金のところのもとす広域連合老人福祉施設負担金1億 1,900万円余、それからその下のもとす広域連合介護保険負担金ということで2億 4,800万円余がございますが、これにつきましては施設整備とか運営費に要しますところの市の負担分でございます。それから六つ七つ下に 635ということで、井ノ口会特養施設補助金ということで 1,680万円余が計上してございますが、これは仮称ではございますけれども、本巢苑建設補助金ということで、16年度、本年度はあるルールで計算をされました事業費の30%分、17年度が70%分を補助しようとするものでございます。それから一つ飛びまして、徘徊高齢者位置情報サービス等助成金ということでございますが、金額は大変小そうございますけれども10万 5,000円。これは民間事業者が行います、徘徊高齢者の方々にある機器を装着することで、その位置を早期に確認をするサービスがなされておるようでございますが、そういったサービスを利用される市民の方々に対して一定割合で助成をいたしましょうというものでございます。

それから64ページをお開きいただきたいと思いますが、福祉医療費の扶助費、上から五つ目、市単の乳幼児医療費ということで 7,000万円を予算化いたしております。これは少子・高齢化社会におきますところの子育て支援事業で、これも合併調整で拡大をするものでございます。具体的に申し上げますと、8歳に達した日の属する年度の末日までを支給対象とするというようなことで拡大をするものでございます。

それから、しばらく飛びます、67ページの一番下をごらんいただきたいと思いますが、児童福祉費総務費の報償費で、出産祝い金 1,050万円を予定させていただいておりますが、これも合併調整の事業でございまして、第3子の方に30万、それから第4子以降を設けられた方に50万を支給しようとするものでございます。それから68ページをお開きいただきたいと思いますが、ちょうど真ん中あたりにございますが、委託料でございまして、地域行動計画作成委託料 290万円余を予定しておりますが、これは次世代育成支援対策促進法という法律が昨年成立しておりますが、これに基づく市の行動計画を策定するに当たりましての委託料でございます。

しばらく飛びます、72ページをお開きいただきたいと思います。72ページ、上の枠でございますが、生活保護費の扶助費でございます。これは 8,579万円余を予定いたしております、27世帯分ということでございます。

それから75ページをお開きいただきたいと思います。75ページの一番上、これは保健事業費の委託料でございますが、健康診査委託料ということで1億 5,800万円を予算化いたしておりますが、これは基本的な検診を受けていただくものとか、乳房検診とか、甲状腺がん検診とか、節目節目に検診を受けていただくもの、あるいは青年検診ということで18歳から29歳までの方、それから前立腺がんの検診、妊婦検診ということで、検診の委託料を予算化させていただいております。

それから予防費の真ん中あたりの委託料でございますが、予防接種委託料 3,000万円がございます。これはインフルエンザ、日本脳炎、3種混合という接種委託料でございます。

それから環境衛生費の下から四つ目に賃金で 845万 4,000円を計上させていただいております、環境監視員の賃金ということで、8名の方を環境監視員ということで設置をいたしまして、不法投棄の監視をさせていただくものでございます。76ページをお開きいただきたいと思います。上から二つ目の委託料のうち 366で環境総合調査委託料 490万円余。これは最終処分場水質検査を行うものでございまして、真正と糸貫で予定しておりますが、そういった検査の委託料でございます。

それから77ページの真ん中あたりで、保健衛生費の目で診療所費1億 3,000万円余が計上されておりますが、根尾と外山の診療所分の特別会計への繰出金でございます。

それから78ページをお開きいただきたいと思います。78ページの下から二つ目、工事請負費で1億 8,300万円。これにつきましては、書いてございますようにストックヤード整備工事ということで、真正と根尾地域分を予定いたしております。

79ページをごらんいただきたいと思いますが、真ん中からちょっと下に目で下水処理費というのがございます。繰出金2億 2,890万円余でございますが、これは特別会計への繰出金でございます。

それから80ページをごらんいただきたいと思いますが、水道費のうち簡易水道費で繰出金が2億 8,300万円余。これも特別会計への繰出金でございます。

少し飛びます。83ページをお開きいただきたいと思います。農業費でございますが、農業費の農業振興費、ここの節で負担金、補助及び交付金のところの下から四つ目、ぎふクリーン農業新技術取組支援事業補助金ということで 370万円余を計上してございますが、これは水稲かん水栽培機器導入ほか、農業機械の導入補助を予定しておるものでございます。それから84ページをお開きいただきたいと思います。ここの説明欄の上から六つ目に、大規模乾燥調整施設改良事業補助金 125万円がございます。これは本巣郡農協さんが南部カントリー改修工事をなさいます。その事業費の10分の1を本市と瑞穂市でそれぞれ一定の割合ずつ負担をするものでございます。

少し飛びます。88ページをごらんいただきたいと思います。林業費の林道振興費でございますが、委託料の欄でございますが、節の委託料の三つ目、豪雪被害木処理委託料 500万円。これはク

レーン等の人件費を計上いたしましたものでございます。それから節で二つ飛びまして、負担金、補助及び交付金でございますが、そのうちの下から二つ目、森林整備地域活動支援交付金事業補助金 1,480万円を計上してございますが、これは前年度認定分が 1,148ヘクタールほどあるのと、新規に 330ヘクタール余を対象といたしまして補助をしていくものでございます。

それから同じページの一番下、工事請負費で林道改良工事で 5,300万円余。これにつきましては、非公共と県単改良のそれぞれの事業と、県単につきましては舗装も実施をしようという、それに必要な事業費でございます。それから、その下に林道開設工事ということで 1億 720万円計上してございますが、これは県単開設で猪ノ谷線、それから公共開設で大井・能郷線ということでの工事請負費でございます。

91ページをお開きいただきたいと思います。91ページの節で工事請負費の駐車場整備工事 1,500万円がございまして、これにつきましては淡墨公園の今村駐車場整備を予定しております。

93ページをごらんになっていただきたいと思います。93ページの土木総務費の節、委託料でございますが、その三つ目に道路台帳整備委託料ということで 1,400万円余を予定いたしております。

少し飛びます、95ページをお開きいただきたいと思います。95ページ、真ん中あたりに道路新設改良費ということで 8億 2,000万円余を計上してございますが、そのうち、まず役務費 1,730万円。これにつきましては登記手数料などございますが、先ほど来出ております西部連絡道路分として 1,080万円余が含まれております。それから委託料の鑑定評価委託料 970万円余が計上されておりますが、この中にも西部連絡道路分として 550万円余が含まれております。それから一つ飛びまして、用地測量業務委託料 9,100万円余がございまして、これにつきましても西部連絡道路分として 8,500万円余。それから同じく節で負担金、補助及び交付金の 5,400万円のうち、行政界道路改良事業負担金 3,500万。これにつきましては、糸貫地域と北方町境の土地区画整理によります境界部分の道路改良負担金ということで負担するものでございます。それからその下、補償、補填及び賠償金でございますが、物件移転等補償費ということで 1,100万円余。この中には西部連絡道路分として 300万円が含まれております。

それから96ページをお開きいただきたいと思います。96ページの目で橋りょう新設改良費の節のところ工事請負費 7,500万円。これは根尾地域の桜橋の歩道を新設する工事分としてお願いをするものでございます。

97ページへ移ります。真ん中あたりの都市計画総務費でございますが、そのうち負担金、補助及び交付金の一番下、木造住宅耐震補強工事費補助金 180万円でございます。これは市の耐震補強補助金の交付要綱に基づきまして、市民の方が補強工事をなされる際に補助をしようとするものでございます。

それから98ページをお開きいただきたいと思います。公園費でございます。節の工事請負費 1億 7,800万円余が計上されておりますが、これは席田北部公園整備工事を予定するものでございませ

て、全体で1万2,000平米の公園整備を予定するものでございます。

それから、その下に下水道関係がございしますが、まず目の下水道費のうち繰出金でございすけれども2億2,900万円。これは公共下水道特別会計への繰出金でございす。

100ページへ移ります。100ページの上の枠の節の真ん中あたりに委託料がございす。ここに6,300万円余が計上されておりますが、これは地籍調査事業の委託料でございまして、根尾、本巢、糸貫地域を対象とするものでございす。

それから消防費の常備消防費の4億3,117万円余につきましては、これは本巢消防事務組合の負担金でございす。

それから101ページ、下の方でございす。消防施設費に工事請負費がございす。そのうち、説明欄の消防施設整備工事2,100万円余につきましては、これは消火栓ボックスの設置、また防火水槽の設置等に伴う費用でございす。

103ページをお開きいただきたいと思ひます。103ページの災害対策費のうち、節で備品購入費がございす。これは防災用備品、テントを40張り、それから投光機、あるいは発電機、それぞれ各7台を購入し、災害に対処しようとするものでございす。

105ページをお開きいただきたいと思ひます。105ページの真ん中あたりの備品購入費の学校間総合ネット関連機器購入費209万円余でございす。これは県の教育センターを中心とした学校間ネットを構築するための機器購入費でございす。

しばらく飛びます。110ページをお開きいただきたいと思ひます。110ページの節の欄の工事請負費、小学校施設改修工事で2,200万円余を計上させていただいてあります。これは一色小のプールシャワー、それから席田小の屋体耐震補強、それから弾正小の防災アンプ、それから真桑小のインターホン等の修繕工事でございす。

それから111ページ、目で学校建設費がございす。真ん中少し下でございす。そのうち工事請負費で2億1,500万円余がございす。小学校施設改修工事で8,600万円余が計上されておりますが、これは根尾小の大規模改修、それから屋体の耐震補強が主なものでございす。それから、その下に一色小学校の整備工事で1億2,900万円余が計上されておりますが、これは校舎西棟の改修工事関連の事業費でございす。

114ページをお開きいただきたいと思ひます。114ページの節、工事請負費のうち、中学校施設改修工事で1,200万円余が計上されておりますが、これは真正中の玄関改修等、それから糸貫中の渡り廊下、体育館の照明取りかえ等でございす。

それから115ページへ移ります。真ん中あたりに目で学校建設費、そのうち工事請負費で10億3,300万円余が計上されておりますが、説明欄の本巢中学校整備工事費でございす。

大変先へ飛びますが、121ページをごらんいただきたいと思ひます。121ページの目で青少年育成費というのがございす。そのうちの委託料のうち二つ目、青少年海外派遣事業委託料1,560万円余がございす。これはオーストラリアへ15人の2班編制、それから中国へ若いつばさ関係で11名、こういった国際化に向けての青少年の国際化支援事業がこれでございます。その委託料で

ございます。

それから 123ページをお開きいただきたいと思います。123ページ、公民館費の節で負担金、補助及び交付金、下から二つ目でございますが、ここに分館活動補助金 1,000万円余が計上されておりますけれども、これはそれぞれの分館におきまして均等割と戸数割で算出した額を補助するものでございます。

恐縮ですが 125ページをお開きいただきたいと思います。真ん中あたりに目で文化財保護費がございます。そのうちの需用費の説明欄、修繕料 152万円余がございますが、これにつきましては地震断層館、それからさくら資料館の修繕費。それから関連するところで 126ページをお開きいただきたいと思いますが、こういった文化施設関係で真ん中あたりに工事請負費がございます。その説明欄で文化施設改修工事で 150万円余、それからその下に文化財保護工事で 500万円余が計上されておりますが、まず上につきましては、これは本巢の民俗資料館の監視カメラ設置、それから下の文化財保護工事につきましては、これは淡墨桜の保護・増殖事業に対する経費でございます。

しばらく飛びます。133ページをごらんになっていただきたいと思います。133ページの上の枠でございますが、そこに節で工事請負費 1,420万円余がございます。これは学校給食センター施設の改修工事でございます、予定しておりますのは真正と糸貫と本巢分でございます。

それから 136ページをお開きいただきたいと思います。136ページ、公債費でございますが、先ほども触れましたけれども、本年度は計欄で19億 3,200万円余。それから 137ページの一般最後でございますが、予備費のところでは 5,579万円を予算措置しようとするものでございます。

138ページからが給与費の明細でございます、まず特別職関係でございますが、長等で4人、議員さんが49名、その他で 1,231名。この 1,231名は、例えば教育委員さんとか、選挙管理委員さんとか、そういった約90種類の非常勤の特別職をお願いしてございます。そういった方々を含めまして職員数が 1,284名でございます、給与費の計欄をごらんになっていただきたいと思うんですが、5億 5,600万円余、共済費が 6,200万円余、合計で6億 1,800万円余でございます。

それから 139ページが一般職でございますが、職員数が 333となっておりますが、これはあくまで一般会計で支弁する職員の総数でございます。給与費は、計欄に書いてございますように、18億 5,200万円余、共済費が4億 8,000万円余で、合計23億円余でございます。

それから職員手当の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

それから 140ページをお開きいただきたいと思います。ここには職員1人当たりの給与費、それから初任給の状況、それから 141ページが級別の職員数の状況を書いてございます。

以下、給与関係の調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

145ページをお開きいただきたいと思います。145ページが債務負担行為関係の調書でございます、事項別が左にずうっと書いてございます。それに見合う限度額等々の内容を記載したものでございます。

146ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方が地方債の14年度末における現在高、それから15年度末の現在高見込み額、それから16年度中に変動がございまして、16年度末の現在高

見込み額をそれぞれ算出したものでございまして、表側の方に普通債、災害復旧債、その他ということで、計欄が一番下にございますが、ちなみに申し上げますと、15年度末の見込み額が114億円、それから16年度中に起債を見込んでおりますのが22億9,000万円余、16年度中に元金を償還する見込みのものが16億7,000万円余ございまして、16年度末には121億円弱の地方債の現在高になるのではないかとということで予測をいたしております。

大変かいつまんだ説明でございましたが、以上で16年度の一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時45分から再開しますので、よろしくお願いいたします。

午後4時35分 休憩

午後4時47分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は47人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長することに決定をいたしました。

議案第53号 平成16年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてと、議案第54号 平成16年度本巣市老人保健医療特別会計予算についての補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

議案第53号 平成16年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

まず事業勘定であります。歳入につきまして、款の1.国民健康保険税9億7,789万7,000円のうち、7月に本算定いたしますが、現年課税分といたしまして9億6,889万4,000円を予定しております。3月議会定例会で承認いただきました国民健康保険税条例、税率に基づきまして試算した金額を計上いたしております。

款の9で繰入金5億49万8,000円計上しておりますが、この中で保険税の収入不足分として、その他一般会計繰入金ということで2億3,372万7,000円及び基金からの繰入金として8,000万円を計上いたしております。

次の7ページであります。歳出につきまして、款の2.保険給付費15億8,641万9,000円につき

ましては、前年度等の実績を参考に計上いたしております。款の3.老人保健拠出金、款の4.介護納付金及び款の5.共同事業拠出金につきましては、それぞれ定められた所要の金額を計上いたしております。被保険者数は4月1日現在で1万2,397人で、国保加入割合は35.6%となっています。なお、平成15年度の旧4町村合計の当初予算額と比較しますと、歳入歳出それぞれ総額で2億2,400万円の増加、プラス8.8%であります。

続きまして28ページから施設勘定であります。本巢診療所、根尾診療所における診療収入及び診療等に要する費用を前年度等の実績に基づきまして所要の金額を計上いたしております。歳入における不足分といたしまして、一般会計からの繰入金1億3,028万円を予定しております。なお、平成15年度の両診療所合計の当初予算額と比較しますと、歳入歳出それぞれ総額で3,440万円の減少、マイナス9.07%であります。

続きまして、議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算について説明させていただきます。

老人保健法によりまして、医療に要する費用及び医療に関する事務の執行に要する費用につきまして、支払基金、国・県・市がそれぞれ負担することとされておりまして、平成16年度におきましても医療費の推計に基づきまして歳入歳出において所要の金額を計上いたしております。老人保健医療対象者数は4月1日現在4,394人で、人口に占める割合は12.6%になっております。

なお、平成15年度の旧4町村合計の当初予算額と比較しますと、歳入歳出それぞれ総額で2億600万円の減少、マイナス5.97%であります。

以上で終わります。

議長（村瀬 治君）

議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算についてまでの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

8ページ目を見ていただきたいと思います。まず初めに加入者分担金の617万4,000円でございますが、7戸分を見込んでおります。

消火栓修繕負担金の500万円でございますが、本巢、根尾地区におきまして各5基分を計上させていただきます。

水道使用料1億57万7,000円につきましては、本巢、根尾地区の3,300戸分の使用料となっております。

9ページを見ていただきたいと思います。国庫補助金6,484万8,000円、そして県補助金1,621万2,000円でございますが、これにつきましては根尾樽見の区域拡張事業、増補改良事業及び神所の増補改良事業の国・県の補助金でございます。

10ページを見ていただきたいと思います。雑入の配水管移設補償費 1億 470万円につきましては、本巢、根尾地区の公共下水道及び農業集落排水事業に伴う移転補償費でございます。

簡易水道債 3億 6,800万円につきましては、本巢、神海浄水場改良事業及び根尾樽見、神所増補改良事業に伴う借入金でございます。

11ページを見ていただきたいと思います。一般管理費及び徴収費につきましては、年間予算とさせていたいております。

12ページ、新設改良費の委託料の実施設計委託料 3,284万 1,000円につきましては、根尾の配水管布設がえの設計委託料が暫定予算より69万 4,000円分増額させていただいておりますので、その分、増加をしております。測量設計委託料 2,950万 5,000円につきましては、外山、木知原簡水におきまして水源地調査のボーリング、電気探査及び通水試験を行う委託料でございます。設計監理委託料 378万 2,000円につきましては、根尾樽見及び神所浄水場の機械、電気工事の工事、監理委託料でございます。工事請負費の管路布設工事 8,539万 7,000円につきましては、本巢地区の下水道事業に伴う布設がえ工事で 3,544メートルを予定しております。施設整備工事 5億 3,472万 7,000円につきましては、本巢の神海浄水場改良工事、根尾樽見の区域拡張、増補改良工事及び高所浄水場の増補改良工事費となっております。施設改良工事 1,322万円につきましては、根尾の国道 157号線の改良工事に伴います補償工事で 280メートル分を予定しております。また、老朽管関係改良に伴う工事を 800メートル予定しております。土地購入費、立木等補償費につきましては、根尾東板屋、落合橋、水管橋用地の 200メートルの購入費用でございます。

維持修繕費の諸経費、需用費、役務費については、年間予算とさせていただきます。13ページ、委託料の水道管理システム作成委託料 1,904万 7,000円及び水道固定資産台帳整備委託料 408万 5,000円につきましては、効率のよい水道施設の維持管理のために整備をさせていただくためのものでございます。工事請負費の配水管改良等工事 353万円につきましては、メーター取りかえ工事で、宝珠ハイツ、根尾板所、みどり、門脇地内を予定しております。備品購入費は、メーター 104戸分の購入費となっております。

公債費については、本巢、根尾地区の償還元金及び利子となっております。

以上、55号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第56号 平成16年度農業集落排水特別会計予算につきましては補足説明をさせていただきます。

5ページ目を見ていただきたいと思います。債務負担行為は、農業集落排水資源循環統合補助事業処理施設く体工事（OD槽を除く）を2ヵ年工事で実施いたしますので、17年度分の工事費を計上させていただきます。

9ページを見ていただきたいと思います。分担金ですが、東外山 120戸分で 3,780万円を、日当地区22戸分 693万円を、真正地区につきましては事業費の5%分 8,260万円を計上させていただいております。加入金につきましては、1戸当たり40万円を、各地区2戸分を見込んでいますが、早野地区は5戸、根尾の高尾・平野地区につきましては1戸分を見込んでおります。

農業集落排水施設使用料の7,653万3,000円につきましては、1,302戸分を計上させていただいております。

10ページの農業費補助金9億9,873万5,000円につきましては、補助事業費の50%分を計上させていただいております。特定基盤整備推進交付金1億6,720万2,000円につきましては、県補助金にかわりまして、交付金ということで交付される交付金でございます。

11ページの農業集落排水事業受託工事負担収入40万円につきましては、早野地区におきまして加入に伴う本管工事8.5メートル分の工事となっております。

市債の農業集落排水事業債につきましては、神海、真正地区の借入金となっております。

13ページを見ていただきたいと思います。処理施設の管理費のうち、各施設とも光熱水費、修繕料、通信運搬費などの費用は年間予算として計上させていただいております。また、下福島、弾正西地区におきましては、汚泥運搬、緊急業務委託料も同様でございます。

14ページの小弾正、北野・春近、早野地区については、加入に伴う工事費80万円及び水道補償費31万6,000円を新たに計上させていただいております。

早野、東外山及び日当地区におきましては、早期につなぎ込みしていただくために、負担金、補助及び交付金の中に排水設備新設工事補助金及び助成金を計上させていただいております。

16ページを見ていただきたいと思います。神海地区の委託料の鑑定評価委託料33万円でございますが、処理場用地の取得に係る鑑定評価を行っていききたいということで計上させていただいております。詳細設計委託料800万円につきましては、処理施設の設計を行う費用でございます。工事請負費の管渠布設工事につきましては、神海地内において約3キロを予定しております。水道管等移転補償費は、管渠布設に伴う移転補償費でございます。

真正地区の報償費の用地立会謝金3,000円につきましては、小栴地内の水管橋に係る用地費、2平米を取得するための立会に伴う謝金となっております。登記手数料、土地購入費も同じでございます。委託料の設計監理委託料105万4,000円につきましては、処理場建設に伴う監理委託費でございます。工事請負費の管路布設工事13億8,681万9,000円につきましては、真正地区内の本郷、住吉、神明、曲田、旦内南、緑町、東町、南町、小栴北において約19.6キロを予定しております。施設整備工事1億2,600万円につきましては、OD槽を除いた土木附帯工事を2カ年で行う予定で、本年度工事は土どめ工、掘削及び基礎のならしコンクリートまでを予定させていただいております。舗装復旧費947万1,000円につきましては、15年度施工分の本復旧がなされていない路線約2キロを予定しております。水道管等移転補償費は、管路工事に伴う移転補償費でございます。

17ページの公債費の償還金につきましては、各地区の償還金となっております。一時借入金利子につきましては、神海、真正地区の一時借入金の利子分を計上させていただいております。

以上、議案第56号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第57号平成16年度公共下水道特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

9ページを見ていただきたいと思います。分担金の下水道費分担金3,056万2,000円につきまし

ては、本巢地区の 116戸分の受益者分担金でございます。

公共下水道処理施設使用料 1,105万 6,000円につきましては、根尾中央浄化センター 210戸分、本巢浄化センター50戸分の使用料を計上させていただいております。

10ページの国庫補助金の特定環境保全公共下水道事業補助金 3億 7,715万円につきましては、本巢及び根尾地区に係る補助金でございます。また、首都圏近郊補助率差額補助金 2,500万円につきましては、本巢地区において平成14年度補助に係る分の補助金でございます。

特定基盤整備推進交付金 1,535万 9,000円につきましては、先ほども話をさせていただきました集排と同じ交付金でございます。

11ページの下水道債の借入金につきましては、本巢、根尾地区の借入額となっております。

12ページを見ていただきたいと思います。一般管理費の報償費のアドバイザー謝礼20万円につきましては、蛍生息環境調査アドバイザー 2名の方への謝礼金となっております。負担金、補助及び交付金の排水設備工事費助成金 600万円につきましては、宅内配管工事におきまして、公共汚水枡から母屋までの距離がある方に助成する費用で、20戸分を見込んでいます。

13ページの新設改良費の委託料の実設計委託料 1億 662万円につきましては、本巢地区の管渠工事の設計料 9,662万円と、処理場工事の設計監理 1,000万円でございます。それから設計監理委託料 598万 5,000円につきましては、根尾の処理場工事の監理料でございます。工事請負費の施設整備工事 1億 8,156万 8,000円につきましては、根尾の浄化センターの汚泥処理、水処理施設、電気設備及び場内整備工事と、本巢浄化センター95メートル分の歩道設置工事分を計上させていただいております。管渠布設工事 5億 1,285万円でございますが、これにつきましては、根尾の東板屋、門脇地内の管渠工事 1,340メートル、水管橋 4カ所、中継ポンプ 4カ所、舗装復旧工事を、また本巢地区におきましては、西ノ門、南当門、文殊及び中島地内の管渠工事 3,486メートル及び文殊地内の舗装復旧工事を見込んでございます。公有財産購入費 1億 3,347万 5,000円につきましては、本巢浄化センター用地のうち、開発公社より購入する 4,916平米分の費用を計上させていただいております。水道管等移転補償費 8,000万円につきましては、本巢地区の下水道管布設に伴う移転工事費 2,990メートル分を計上させていただいております。

14ページの維持修繕諸経費の事業につきましては、年間予算にしたことに伴い、その分を計上させていただいております。委託料の管渠維持管理委託料 291万 7,000円は、根尾地区の 2.6キロ分の管渠内撮影調査を行う委託料でございます。下水道台帳作成委託料 370万円につきましては、根尾、本巢地区6.56キロ分の作成委託料でございます。処理場維持管理委託料 3,981万 3,000円につきましては、本巢地区の管理費を年間予算としたことによりまして、暫定予算より増加しております。

公債費の元金及び利子につきましては、根尾、本巢の償還金となっております。

以上、議案第57号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号 平成16年度水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

1ページを見ていただきたいと思います。業務の予定量でございますが、給水戸数 6,430戸、年

間総給水量 241万 8,500立米、1日平均給水量 6,626立米とさせていただいております。

5ページを見ていただきたいと思います。収益的収入の給水収益でございますが、6,430戸分の年間水道料金等2億 4,668万 8,000円を見込んでございます。受託工事収益1億 169万 5,000円につきましては、給水装置の新設63万 2,000円と、農業集落排水工事及び建設課工事等に伴う水道管の受託工事収益1億46万 3,000円を見込んでございます。その他営業収益といたしまして501万 6,000円は、消火栓修繕に伴う一般会計の負担金を見込んでおります。営業外収益の他会計補助金4,000万円につきましては、一般会計からの補助金でございます。

収益的支出の方ですが、原水及び浄水費の2,306万 6,000円につきましては、糸貫地区1カ所、真正地区2カ所の浄水場の電気保守点検費などの委託料1,031万 4,000円、浄水場修繕費1,200万円、薬品費など年間予算を計上させていただいております。配水及び給水費の5,064万 8,000円につきましては、水質検査委託料、漏水調査、配管図修正等の委託料1,457万 1,000円、修繕費1,618万円、動力費1,896万円などを年間予算として計上させていただいております。受託工事費1億 169万 5,000円につきましては、給水取り出し及び真正地区の集落排水事業に伴う水道管の移設工事等で8キロ分を見込んでございます。業務費の599万 9,000円につきましては、6,450戸分の検針委託料となっております。総係費は、職員給与及び水道料金の徴収費用等でございます。減価償却費1億 788万 5,000円につきましては、建物、構築物、機械及び装置の減価償却費となっております。営業外費用につきましては、企業債の支払い利息等でございます。

6ページを見ていただきたいと思います。資本的収入でございますが、企業債につきましては、糸貫で2,700万円、真正で3,000万円、本巢地区で2,700万円の借り入れを予定させていただいております。国庫補助金につきましては、真正地区の石綿管更新事業といたしまして500万円を予定させていただいております。そして、本巢地区の簡易水道再編事業といたしまして1,000万円を見込んでございます。県補助金の250万円につきましては、本巢地区簡易水道等施設整備費補助金となっております。出資金につきましては、事業費の15%で一般会計からの出資金でございます。負担金につきましては、事業費の35%で一般会計からの負担金となっております。工事費負担金でございますが、給水取り出しに伴う本管拡張工事の負担金で1,450万円を見込んでおります。加入金801万 1,000円につきましては、新規加入に伴うものとして79件分を見込んでございます。

資本的支出でございますが、建設改良費の配水設備拡張費2億 2,078万 3,000円につきましては、配水管の拡張工事7,205メートル及び水管橋3橋の工事分を計上させていただいております。また、委託料につきましては、拡張の設計委託料となっております。配水設備改良費の1億 682万 9,000円につきましては、配水管の改良640メートル、浄水場配水ポンプ2基の更新及び石綿管の更新1キロ分の工事分を計上させていただいております。委託料につきましては、改良工事の設計委託料でございます。営業設備費につきましては、79戸分のメーター購入の経費でございます。企業償還金につきましては、糸貫で3,869万 2,000円、真正で2,814万 3,000円の償還金となっております。

12ページから14ページ及び16ページから18ページの旧町の貸借対照表及び損益計算書につきまし

ては、決算書の中で説明をさせていただきたいと思います。

15ページの貸借対照表でございますが、新市になった15年度の2、3月分の対照表でございます。

20ページの予定貸借対照表につきましては、16年度分の予定となっております。

以上で、議案第58号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第40 認定第1号から日程第42 認定第3号まで（上程・説明・監査委員報告）
議長（村瀬 治君）

日程第40、認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてから日程第42、認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてでございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成15年度本巢町上水道事業会計決算を、監査委員の意見を付して議会の御認定をお願いするものでございます。

次に認定第2号でございますが、平成15年度真正町水道事業会計決算についてございまして、これも同様に、監査委員の意見を付して議会の御認定をお願いするものでございます。

さらに認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてでございますが、これも同様に、監査委員の意見を付しまして議会の御認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてから認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてまでの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算について補足説明をさせていただきたいと思います。

本巢町上水道事業につきましては、本巢簡易水道及び文殊簡易水道を統合し、上水道事業への移行事業中でございます。このために、工事に伴う収支だけとなっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

3ページを見ていただきたいと思います。資金的収入でございますが、出資金 2,600万円と国・県補助金 4,000万円で、減額の 1,000万円につきましては、簡易水道施設整備費補助金で、新市で受け入れることになっておりますので、その分が減額の 1,000万円となっております。企業債の

借入額につきましては1億 8,950万円となっております。

支出につきまして、支出の建設改良費2億 6,550万円につきましては、8工区で径150から400ミリの鑄鉄管等の布設、延長といたしまして4,902.4メートルの布設工事を実施させていただいております。その工事費でございます。

6ページの貸借対照表を見ていただきたいと思います。流動資産につきましては、これは工事の支払い金となっております。資本金につきましては、一般会計からの出資金2,600万円と企業債の借入金1億 8,950万円でございます。資本剰余金につきましては、国庫補助金の4,000万円でございます。

7ページの総括事項でございますが、本巢簡易水道と文殊簡易水道を統合し、本巢上水道事業として事業認可を受け、配水管布設工事を、先ほど申しました延長4,902.4メートルを実施させていただいております。工事の概要については、8ページ目に掲載をさせていただいておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算の補足説明をさせていただきます。

2ページ目を見ていただきたいと思いますが、収益的収入の営業収益でございますが、2,923戸分、9,910万7,351円の給水収益、受託工事186万600円などで、減額の理由は、給水収益の2、3月分と受託工事費分が新市になってからの収入のために、減額分を計上させていただいております。

営業費用の不用額、受託工事6,930万5,900円分と減価償却費の1,489万7,000円につきましては、2、3月分に支払うために不用額となっております。営業外費用の不用額につきましては、企業債の利息の償還金で2、3月に支払う分でございます。

3ページの資本的収入のうち国庫補助金525万円につきましては、石綿管の布設工事に伴う補助金であります。工事負担金は、加入金504万円と負担金1,179万6,750円でございます。他会計負担金は、消火栓877万5,645円及び一般会計からの1,000万円の負担金でございます。

支出の建設改良費の不用額につきましては、建設改良工事費で2、3月に支払う分でございます。

4ページの損益計算書を見ていただきたいと思いますが、営業収益でございますが、収入合計9,625万8,764円に対し、支出合計1億99万7,631円で、473万8,867円の赤字となっておりますが、この分につきましては、2、3月の使用料の分でございます。収益から費用を差し引いた当年度純利益でございますが、961万6,507円となっております。

5ページの剰余金計算書を見ていただきたいと思いますが、その中の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金につきましては、3,694万7,564円となっております。資本剰余金の繰越資本剰余金につきましては6億8,996万3,260円となっております。

6ページの貸借対照表の未収金でございますが、水道料金で過年度分40万8,724円、15年度分に

つきましては 1,878万 6,656円となっておりますが、これにつきましては水道の11、12月分の料金で、1月末までに入らなかった料金がほとんどでございます。

7ページの総括事項でございますが、農業集落排水事業・石綿管の改修による布設がえとして7,041.6メートル、また配水管の拡張工事といたしまして1,241.1メートルの布設を行っております。工事の概要につきましては、8ページに掲載させていただいておりますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上、認定第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算について補足説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ目を見ていただきたいと思っております。収益的収入の営業収益は、給水収益3,197戸、1億865万5,129円、受託工事335万3,122円などで、減額の理由でございますが、給水収益の2、3月分と受託工事費分が新市になってからの収入になるために減額となっております。営業外収益につきましては、他会計からの補助金561万9,000円、消費税の還付金210万4,678円などであり

ます。

営業の不用額でございますが、これは2、3月分の維持管理費等の支払い分でございます。

営業外費用の不用額でございますが、企業債の2、3月分において支払う分であります。

3ページを見ていただきたいと思っております。資本的収入の企業債、一般会計からの出資金、負担金は、工事負担金と一般会計の負担金となっております。

支出の建設改良費の不用額につきましては、2、3月分に支払う額でございます。

4ページの損益計算書の営業利益は2,486万6,147円となっております。収益から費用を差し引いた当年度純利益は1,733万2,959円となっております。当年度未処分利益剰余金につきましては2,867万2,110円でございます。

5ページの剰余金計算書の当年度純利益につきましては1,733万2,959円で、当年度末の未処分利益剰余金につきましては2,867万2,110円となっております。

資本剰余金の翌年度繰越資本剰余金につきましては5億4,911万2,845円でございます。

6ページを見ていただきたいと思っております。貸借対照表の未収金でございますが、これは水道料金で、過年度分87万4,764円、15年度分につきましては2,102万8,336円でございますが、これにつきましては主に11、12月分の料金で、1月末までに入らなかった料金となっております。

7ページの総括事項ですが、配水管の布設がえを657.6メートル、配水管の拡張を4,095.2メートル、また昭和55年から56年にかけて建設しております浄水場の配水ポンプ1台と、それに伴う電気設備の改修工事を実施させていただいております。工事の概要につきましては、8ページに掲載させていただいておりますので、お目通しのほどよろしくお願いたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（村瀬 治君）

日程第40、認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてから日程第42、認定第3

号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてまでの決算認定については、監査委員に監査がお願いしてありますので、決算監査の結果の報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

代表監査委員（三田村晃司君）

平成15年度本巣町上水道事業会計、真正町水道事業会計及び糸貫町上水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成15年度本巣町上水道事業会計、真正町水道事業会計及び糸貫町上水道事業会計の決算について審査したので、その結果について意見を述べさせていただきます。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成15年度本巣町上水道事業会計決算、平成15年度真正町水道事業会計決算、平成15年度糸貫町上水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成16年5月18日から平成16年5月20日まで

3. 審査の手続

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められたその他審査手続を実施いたしました。

第2 審査結果

1. 決算諸表について

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の平成16年1月末日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

2. 経営状況について

事業の概要につきましては、本巣町においては平成15年度より本巣簡易水道及び文殊簡易水道を統合し、上水道への移行事業を実施中であるため、工事に伴う収支だけであり、当年度における建設改良工事の状況は、曾井中島地区の管路工事ほか7件、総額2億4,300万円となっております。真正町においては、小柿地区の管路工事ほか22件、総額8,500万円。糸貫町においては、浄水場の電気計装設備工事等管路工事19件、総額1億6,100万円となっております。

次に予算の執行状況であります。収益的収入は予算額に対し、真正町57%、糸貫町79%の収入率と低くなっていますが、受託工事収益及び給水収益等が新市において収入されるものであります。収益的支出は、真正町52%、糸貫町63%の執行率であります。受託工事金等を新市で支出することによるものであります。

また、資本的収入は、予算額に対して本巢町は96%、真正町 122%、糸貫町 101%の収納率と高くなっていますが、国・県補助金、工事負担金の増によるものであります。

資本的支出は、本巢町においては予算額に対して全額が不用額となっており、真正町及び糸貫町においても執行率が57%、86%と低くなっておりますが、これは新市において建設改良工事金、または受託工事金を支出することによるものであります。

次に経営状態であります。営業収益及び営業費用は、前年度に比して真正町でそれぞれ14%、18%と減少し、1月末の営業利益は赤字となっておりますが、新市において給水収益があり、問題ないものであります。一方、糸貫町でもそれぞれ23%、21%と減少しておりますが、1月末の営業利益は黒字となっております。

また、営業外収益及び営業外費用は、前年度に比して、営業外収益が一般会計からの補助金により、真正町で19%、糸貫町で 401%とそれぞれ増加し、営業外費用が企業債利息を新市において支払うことにより、真正町で46%、糸貫町で50%減少しております。

次に財政状態であります。有形固定資産は、真正町、糸貫町ともに、構築物、機械予備装置の整備により増加しております。また、流動資産は、真正町、糸貫町とも、使用料及び消費税の還付分の未収金がありますが、新市において収入されるものであります。

最後に資本金は、本巢町、真正町においては、借入資本金比率が資本合計に対してそれぞれ74%、50%と高く、自己資本金及び剰余金に比して企業債の借入資本金が多いことを示しています。一方、糸貫町においては22%と低く、自己資本金が多く、企業債の借り入れが少なくなっております。詳細については、それぞれ監査審査意見書の記述のとおりであります。

なお、決算報告書は、平成16年2月1日の合併により、1月31日までの打ち切り決算となっているため、対前年比の比較は非常に難しく、今後、平成15年度本巢市水道事業会計決算審査時にその収支状況を確認するものとします。

以上、平成16年6月14日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

議長（村瀬 治君）

三田村監査委員、ありがとうございました。

日程第43 発議第16号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第43、発議第16号 本巢市議会の議員の選挙区等検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について、提案の説明を求めます。

提出者 稲葉信春君を指名いたします。

44番（稲葉信春君）

議長のお許しを得ましたので、提案説明を行います。

お手元に配付されています発議第16号 本巢市議会の議員の選挙区等検討特別委員会の設置につ

いての提案説明を行います。

本議案は、地方自治法第 112 条第 1 項及び第 2 項の規定により、5 名の賛同を得まして提案するものであります。

本巣市議会の議員の選挙区と市町村合併特例法を適用した在任特例期間についての調査・研究を図るものであり、本巣市議会委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、委員 12 名をもって設置するものであります。御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明にいたします。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 43、発議第 16 号 本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会の設置についてを採決いたします。

発議第 16 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第 16 号 本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

日程第 44 請願第 1 号（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第 44、請願第 1 号 教育基本法の早期改正を求める意見書提出に関する請願についてを議題といたします。

紹介議員 中野治郎君より内容の説明を求めます。

紹介議員 中野治郎君。

50 番（中野治郎君）

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、教育基本法の早期改正を求める意見書提出に関する請願。請願者 岐阜市藪田南 1 - 11 - 12、水産会館 505、日本会議岐阜県本部 会長 木村

建。

議会議長様。

昨年3月、中央教育審議会は、文部科学大臣に対して教育基本法の改正を答申しました。しかし、いまだに国会での審議が開始されません。教育は国家百年の大計と言われるように、我が国、地域の将来に大きくかかわります。今日の教育混乱の原因となった戦後教育の見直しには、一刻の猶予も許されません。

そこで、貴議会が政府に対し、早急に教育基本法改正案を提出し、早期の改正を求める意見書を提出されるようお願いします。

理由。

教育基本法は、昭和22年の制定以来、一度の改正もなく今日に至っています。しかるに、この間に社会は大きく変化し、教育は多くの課題を抱えています。青少年の凶悪犯罪の増加、学校崩壊やいじめ、不登校の問題、学力の低下、行き過ぎたジェンダーフリー教育の問題、教科書問題、家庭や地域の教育力の低下など、教育改革はまさに国民的課題となっています。

こうした中、平成15年3月、中央教育審議会は文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画のあり方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱しました。我が国は、教育の再建と国際社会に生きる日本人のあり方を真剣に考え、新たな時代の教育の方向性を明確に指し示す時期に来ています。

よって、政府が一日も早く国会に教育基本法改正案を提出し、伝統・文化の尊重と愛国心の育成、家庭の意義と家庭教育の重視、道徳・宗教的情操の涵養、教育行政の責任の明確化などの観点から、一切のタブーを排して論議を行うことを求めて、貴議会が地方自治法第99条に基づき意見書を提出されるようお願いします。紹介議員 中野治郎。

日程第45 請願第2号(上程・説明)

議長(村瀬 治君)

日程第45、請願第2号 子どもたちの健やかな発達のために、教育基本法を守り生かすことを求める請願についてを議題といたします。

紹介議員 川村高司君より内容の説明を求めます。

紹介議員 川村高司君。

47番(川村高司君)

それでは、提案説明をいたします。

大変皆様もお疲れですし、私も疲れておりますので、簡単に行います。

請願事項として、子どもたちの健やかな発達のために、教育基本法を守り生かすことを求める請願。この請願事項は、子供たちの健やかな成長を保障するために教育基本法を守っていく、教育条件の整備を求める、こういう趣旨の請願でございます。お手元に資料がございますので、詳細についてはお目通しをお願いいたします。

教育基本法は、御存じのように昭和22年に制定をされて、そしてその後のさまざまな教育問題の中で、むしろこの教育基本法の真価こそ、この内容によって教育を考えていくべき内容だと確信しております。言ってみれば、教育の憲法に当たるものであります。こういう点で、この基本的な基本法をさらに発展をさせていく、そういう時代が今必要であって、決して教育基本法を変えろという問題ではないと思います。その中で特に申し上げたいことは、教育勅語の復活を目指すような動きに対して、やはり今の教育基本法を守っていく。こういう趣旨でございますので、御討論を賜りますようお願いをいたしまして提案説明といたします。質問があれば、またお答えいたします。

日程第46 議員派遣について（上程・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第46、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、本巢市議会会議規則第 161条の規定により、議員を派遣したいと思います。

この点について、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については決定をいたしました。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、6月15日から16日までは休会とし、6月17日午前9時から本会議を開催しますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後5時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員